平成27年8月
警　察　庁

「犯罪収益移転危険度調査書（案）」に対する意見の募集結果について

警察庁において、「犯罪収益移転危険度調査書（案）」に対する意見の募集を行ったところ、11通の御意見・御質問を頂きました。
頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1　意見を募集した文書の題名
犯罪収益移転危険度調査書（案）

2　文書の案を公示した日
平成27年6月19日

3　頂いた御意見・御質問の総数　11通
（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	7通
電子メール	4通
F　A　X	0通
郵　　送	0通

4　御意見・御質問に対する警察庁の考え方
頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。
頂いた御意見・御質問については、必要に応じ、整理又は要約をした上で掲載しています（整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。
なお、犯罪収益移転危険度調査書（案）の内容に関する御意見・御質問以外の御意見・御質問については、今後の参考とさせていただきます。

5　その他
4の「御意見・御質問に対する警察庁の考え方」で記載した修正のほか、別紙2の技術的な修正を行いました。

【別紙における略語】

改正犯罪収益移転防止法：	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号）
犯罪収益移転防止法：	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
改正犯罪収益移転防止法施行令：	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第●号）
犯罪収益移転防止法施行令：	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）
改正犯罪収益移転防止法施行規則：	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成27年内閣府等令第●号）
犯罪収益移転防止法施行規則：	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府等令第1号）

別紙１

「犯罪収益移転危険度調査書（案）」に対する御意見・御質問に対する警察庁の考え方について

１　預金取扱金融機関の概要について（「第３　商品・サービスの危険度」関係。７頁）

１	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
預金取扱金融機関の固有業務について、「銀行法第10条各号に定める業務」と記載されているが、同法第10条第１項が固有業務を、同条第２項が付随業務を規定しているので、「銀行法第10条第１項各号に定める業務」とすべきである。		御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 *5　銀行法第10条第１項各号に定める業務をいう。

２　保険に関係する犯罪収益移転事例について（「第３　商品・サービスの危険度」関係。15頁）

２	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
「売春により得た収益を自己及び家族の生命保険の保険料に充当していた事例等がある。」と記載されているが、本調査書が蓄財性の高い保険商品の危険性を述べていることを踏まえて、「売春により得た収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例等がある。」とすべきである。		御意見を踏まえ、実際の事例をより正確に表現するため、以下のとおり修正します。 売春により得た収益を自己及び家族の積立式の生命保険の保険料に充当していた事例等がある。

３　非対面による証券取引の危険性について（「第３　商品・サービスの危険度」及び「第４の１　取引形態と危険度」関係。16頁及び45頁）

３	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
証券取引口座を使って非対面で証券の売買取引を行っている者に対する本人確認について、譲渡の容易なＩＤ及びパスワードのみでは不十分であると考えられることから、本調査書に問題提起すべきである。		本調査書では、非対面取引全般について危険度が高いとしており、非対面の様々な取引について個別に記載しておりません。 なお、顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置として、犯罪収益移転防止法施行規則第14条では、顧客等しか知り得ない事項等の申告を受けることとされており、必要な確認措置が講じられているものと承知しています。

	頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

4　資金移動業者が取り扱う資金移動サービスの危険性について（「第３　商品・サービスの危険度」関係。23頁）

4	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	「資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在等を踏まえれば、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。」と記載されているが、資金移動業者が送金業務の委託先を適正に管理していなかったとして、業務改善命令等の行政処分が行われる事案が発生していることを踏まえて、「資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在、適正な委託先管理の不徹底等を踏まえれば、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。」とすべきである。	御指摘の行政処分については承知しておりますが、当該行政処分に関する事項を記載するか否かについては、更に情報収集及び分析が必要と考えております。頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

5　反社会的勢力における暴力団関係者の危険性について（「第４の３　顧客の属性と危険度」関係。52頁）

5	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	本調査書の「反社会的勢力（暴力団等）」には暴力団からの離脱を偽装する者や暴力団の威力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る共生者等の暴力団関係者が含まれることを明示すべきである。	本調査書では、反社会的勢力について、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である。暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等が挙げられる。」と記載しており、御指摘のような暴力団からの偽装離脱者や共生者は、これに含まれることは明らかであると考えます。

6　写真付き証明書の悪用の危険性について（「第４の３　顧客の属性と危険度」関係。58頁）

6	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	写真付き証明書（運転免許証、旅券等）のなりすましによる取得や使用に対する措置として、発行時の厳格な本人確認及び金融機関等に提示された時の偽変造確認が必要である。	各写真付き証明書の発行時には、それぞれの発行主体により本人確認が行われているものと承知しています。また、金融機関等においても、提示された写真付き証明書の真偽確認が行われているものと承知しています。頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

7　危険度の低い取引と取引時確認について（「第５　危険度の低い取引」関係。59頁）

7	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	本調査書に記載されている危険度の低い取引を行う場合には、取引時確認を求められないとの理解でよいか。	本調査書では、電気、ガス及び水道の使用料金の支払並びに大学等の入学金等の支払についても危険度が低いとしておりますが、これらは、現在、取引時確認が求められることがあります。これら以外の本調査書に記載されている危険度の低い取引は、現在、犯罪収益移転防止法施行規則第４条に規定されており、犯罪収益移転防止法第４条第１項の取引時確認を要しません。 一方、平成28年10月１日以降は、改正犯罪収益移転防止法、改正犯罪収益移転防止法施行令及び改正犯罪収益移転防止法施行規則が施行され、上記の電気料金、入学金等の支払を含め、犯罪収益移転防止法第４条第１項の取引時確認を要しないこととなります。ただし、これらの取引であっても、改正後の犯罪収益移転防止法施行令第７条第１項に規定する「疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するときは、犯罪収益移転防止法第４条第１項の取引時確認が必要となります。

8　その他

8	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
危険度の高い取引、危険度が低い取引等を危険度ごとに取りまとめ、本調査書の別表として添付してもらいたい。		危険度が高い取引、危険度が低い取引等については、既に目次において列挙し、一覧できる形となっています。

9	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
本調査書の英訳を作成してほしい。		英訳を予定しています。

10	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
「犯罪収益移転危険度調査書」を毎年公表するにあたり、今後もパブリックコメントを実施するのか。		本調査書は、行政手続法によりパブリックコメントの実施が義務付けられている命令等には当たらないものの、今回初めて調査書を作成するに当たって、その内容について幅広く御意見を伺うことが適切であると考え、任意でパブリックコメントを実施しました。 来年以降作成する調査書についてパブリックコメントを実施するか否かについては、今後、検討します。

別紙２

御意見によるもの以外の「犯罪収益移転危険度調査書（案）」の技術的な修正点について

1　保険に関係する犯罪収益移転事例について（「第３　商品・サービスの危険度」関係。15頁）

1	公示した案	修正後
	外国では、麻薬密売組織が麻薬密売により得た収益を生命保険の保険料に充当し、ほどなく同保険契約を解約して保険金の払戻しを受けた事例等がある。	保険契約を解約した場合には保険金は支払われず、原案の誤りであることから、以下のとおり修正します。 外国では、麻薬密売組織が麻薬密売により得た収益を生命保険の保険料に充当し、ほどなく同保険契約を解約して払戻しを受けた事例等がある。

2　両替業者が取り扱う外貨両替の現状について（「第３　商品・サービスの危険度」関係。26頁）

2	公示した案	修正後
	図表10【外貨両替業者の取引状況（平成25年８月）】 （図表省略）	統計数値を更新し、以下のとおり修正します。 図表10【外貨両替業者の取引状況（平成27年３月）】 （図表省略）

3　FATF声明によりマネー・ローンダリング対策等の欠陥を指摘されている国・地域について（「第４の２　国・地域と危険度」関係。51頁）

3	公示した案	修正後
	27年（2015年）２月27日付けのFATF声明では、イラン及び北朝鮮のほか、３か国*1を特定し、当該３か国に関連した欠陥から起こる危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請している。	FATF声明によりマネー・ローンダリング等への対策上の欠陥を指摘されている国・地域について、平成27年６月26日付け声明を踏まえて更新し、以下のとおり修正します。

	27年（2015年）６月26日付けのFATF声明では、イラン及び北朝鮮のほか、２か国*1を特定し、当該２か国に関連した欠陥から起こる危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請している。
上記３か国についてもFATF声明を踏まえると注意を要し、当該３か国との取引は、イラン及び北朝鮮ほどではないものの、外国との取引の中でも、危険度が高いと認められる。	上記２か国についてもFATF声明を踏まえると注意を要し、当該２か国との取引は、イラン及び北朝鮮ほどではないものの、外国との取引の中でも、危険度が高いと認められる。
*1　http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhoudou_270311.htm参照。なお、FATF声明は、４か月に１回開催されるFATF全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名にあっては、その都度、変わり得る。27年２月27日付けの声明では、イラン及び北朝鮮のほか、アルジェリア、エクアドル及びミャンマーが記載されている。	*1　http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/PAGE000000000000171971.html参照。なお、FATF声明は、４か月に１回開催されるFATF全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名にあっては、その都度、変わり得る。27年６月26日付けの声明では、イラン及び北朝鮮のほか、アルジェリア及びミャンマーが記載されている。

犯罪収益移転危険度調査書（案）

国家公安委員会

凡　例

法令の略称は、次のとおり用いる。

[略称]	[法律名]
外為法	外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
資金決済法	資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）
出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
施行令	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）
規則	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第１号）
風適法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第94号）
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

第１　危険度調査の目的 …… 1
１　背景 …… 1
２　目的 …… 1
第２　危険度調査の方法 …… 3
１　危険度調査の方法 …… 3
２　マネー・ローンダリング事犯検挙事例の分析 …… 3
(1)　主体 …… 3
(2)　手口 …… 4
第３　商品・サービスの危険度 …… 7
１　危険性の認められる主な商品・サービス …… 7
(1)　預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス …… 7
(2)　保険会社等が取り扱う保険 …… 14
(3)　金融商品取引業者、商品先物取引業者等が取り扱う投資 …… 16
(4)　信託会社等が取り扱う信託 …… 19
(5)　貸金業者等が取り扱う金銭貸付け …… 21
(6)　資金移動業者が取り扱う資金移動サービス …… 22
(7)　両替業者が取り扱う外貨両替 …… 25
(8)　ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース …… 28
(9)　クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード …… 30
(10)　宅地建物取引業者が取り扱う不動産 …… 32
(11)　宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属 …… 34
(12)　郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス …… 36
(13)　電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行 …… 38
(14)　電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス …… 39
(15)　法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス …… 40
２　引き続き利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス …… 43
(1)　電子マネー …… 43
(2)　ビットコイン等 …… 44
第４　危険度の高い取引 …… 45
１　取引形態と危険度 …… 45
(1)　非対面取引 …… 45
(2)　現金取引 …… 47
(3)　外国との取引 …… 49
２　国・地域と危険度 …… 51
３　顧客の属性と危険度 …… 52
(1)　反社会的勢力（暴力団等） …… 52
(2)　非居住者 …… 54
(3)　外国の重要な公的地位を有する者 …… 55
(4)　実質的支配者が不透明な法人 …… 56
(5)　写真付きでない身分証明書を用いる顧客 …… 58
第５　危険度の低い取引 …… 59
１　危険度を低下させる要因 …… 59
２　危険度の低い取引 …… 59
(1)　金銭信託における特定の取引（規則第４条第１項第１号） …… 60
(2)　保険契約の締結等（規則第４条第１項第２号） …… 60
(3)　満期保険金等の支払（規則第４条第１項第３号） …… 60
(4)　有価証券市場（取引所）等において行われる取引（規則第４条第１項第４号） …… 60
(5)　日本銀行において振替決済される国債取引等（規則第４条第１項第５号） …… 60
(6)　金銭貸付け等における特定の取引（規則第４条第１項第６号） …… 61
(7)　現金取引等における特定の取引（規則第４条第１項第７号） …… 61
(8)　社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設（規則第４条第１項第８号） …… 62
(9)　スイフト（SWIFT）を通して行われる取引（規則第４条第１項第９号） …… 62
(10)　ファイナンスリース契約における特定の取引（規則第４条第１項第10号） …… 62
(11)　現金以外の支払方法による貴金属等の売買（規則第４条第１項第11号） …… 62
(12)　電話受付代行業者との特定の契約（規則第４条第１項第12号） …… 62
(13)　国等を顧客とする取引等（規則第４条第１項第13号） …… 62
(14)　司法書士等の受任行為の代理等における特定の取引（規則第４条第２項） …… 62

第１　危険度調査の目的

１　背景

IT 技術の進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進む現代社会において、マネー・ローンダリング（Money Laundering；資金洗浄）[*1]及びテロ資金の供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）に関する情勢は絶えず変化しており、その対策を強力に推進していくためには、各国の協調によるグローバルな対応が求められる。

金融活動作業部会（FATF）[*2]は、平成24年（2012年）２月に改訂した新「40の勧告」[*3]において、各国に対し、「自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価」すること等を要請している。

また、25年（2013年）６月のロック・アーン・サミットにおいては、所有・支配構造が不透明な法人等がマネー・ローンダリングや租税回避のために利用されている現状を踏まえ、各国が「リスク評価を実施し、自国の資金洗浄・テロ資金対策を取り巻くリスクに見合った措置を講じる」こと等が盛り込まれたＧ８行動計画原則の合意がなされた。

我が国では、同月、新「40の勧告」及びＧ８行動計画原則を踏まえ、警察庁を中心に金融庁等の関係省庁を加えた作業チームを設けて取引における犯罪による収益の移転の危険性の程度（以下「危険度」という。）の評価を行い、26年（2014年）12月、警察庁が「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」を公表した。

２　目的

本調査書は、平成26年12月に公表した「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」の内容も踏まえ、26年の犯罪収益移転防止法の改正により新設された同法第３条第３項の規定に基づき、事業者が行う取引の種別ごとに、危険度等を記載したものである。[*4]

特定事業者においては、本調査書の内容を勘案し、危険度の高い取引にはより注意を払うなどして、顧客管理を適切に実施し、取引が犯罪による収益の移転に悪用されることを効果的に防止することが求められる。

> 参考：犯罪収益移転防止法（抜粋）
> （国家公安委員会の責務等）
> 第３条
> ３　国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする。
> ※　施行期日は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号。以下「改正法」という。）の公布日（26年11月27日）。

*1　マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法においてマネー・ローンダリングが罪として規定されている。

*2　The Financial Action Task Force の略。マネー・ローンダリング等への対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合。

*3　FATF は、マネー・ローンダリング等への対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「FATF 勧告」として示している。

*4　テロ資金供与自体が犯罪とされ、テロ資金そのものが犯罪による収益に該当することから、他の犯罪による収益と同様、テロ資金の供与を行おうとする者は、その移動に際して様々な取引や商品・サービスを悪用することによりその発見を免れようとするものと考えられる。したがって、本調査書に記載する危険度には、テロ資金供与に利用される危険度も含まれる。

> （疑わしい取引の届出等）
> 第８条
> ２　前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第３条第３項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行わなければならない。
> ※　施行期日は、改正法の公布日から２年を超えない範囲で政令で定める日。

第２　危険度調査の方法

１　危険度調査の方法

危険度の調査に当たっては、FATF の新「40の勧告」等を参照し、「商品・サービス」、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客」の観点から、危険度に影響を与える要因*1を特定し、当該要因ごとに

○　犯罪による収益の移転に悪用される固有の危険性

○　危険度を低下させるために取られている措置（事業者に対する法令上の義務、所管行政庁による事業者に対する指導・監督、業界団体又は事業者による自主的な取組等）に関する状況

を分析した上で、

○　疑わしい取引の届出状況

○　マネー・ローンダリング事犯の検挙事例（下記２参照）

を分析し、多角的・総合的に危険度の評価を行った。

調査においては、関係省庁が保有する統計、事例等を利用したほか、関係省庁を通じて業界団体や事業者に対し、マネー・ローンダリング等への対策の状況や、行っている取引、取り扱っている商品・サービスの脆弱性の認識等について調査を行った。また、疑わしい取引の届出状況及びマネー・ローンダリング事犯の検挙事例については、主に過去３年間（平成24年から26年まで）を対象として分析を行った。

２　マネー・ローンダリング事犯検挙事例の分析

(1)　主体

マネー・ローンダリングを行う主体は様々であるが、主なものとして、暴力団、来日外国人、特殊詐欺の犯行グループ等がある。

ア　暴力団

我が国においては、暴力団によるマネー・ローンダリングがとりわけ大きな脅威として存在している。平成26年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例のうち、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）によるものは60件で、全体の20.0%を占めている（図表１参照）。

暴力団は、経済的利得を獲得するために職業的に反復して犯罪を敢行しており、巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。

暴力団によるマネー・ローンダリングは、国際的に敢行されている状況もうかがわれ、米国は、23年(2011年) ７月、「国際組織犯罪対策戦略」を公表するとともに大統領令を制定し、その中で、我が国の暴力団を「重大な国際犯罪組織」の一つに指定し、暴力団の資産であって、米国内にあるもの又は米国人が所有・管理するものを凍結し、米国人が暴力団と取引を行うことを禁止した。

図表１【暴力団構成員等による組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数（平成24～26年）】

区分＼年	24	25	26
マネー・ローンダリング事犯検挙事件	249	282	300
暴力団構成員等による事件	59	85	60
比率（%）	23.7%	30.1%	20.0%

*1　これらのほか、危険度を高める要因として、事業者の規模が挙げられる。取引量や取引件数が多いほど、その中に紛れた犯罪収益を特定し、追跡することが困難となることなどから、一般に事業者の規模が大きくなるほど危険度が上昇するといえる。これに対して、犯罪収益移転防止法では、事業者に取引時確認等を的確に行うための措置を義務付け、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととし、規模に応じた体制整備を通じて、危険度の低下を図っている。

イ　来日外国人

26年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例のうち、来日外国人によるものは36件で、全体の12.0%を占めている（図表２参照）。

来日外国人によるマネー・ローンダリングには、日本国内で得た犯罪による収益を外国に送金していたもの、現金により母国に密輸していたもの等、法制度や取引システムの異なる他国への資金移動が多く認められる。

図表２【来日外国人による組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数（平成24～26年）】

区分＼年	24	25	26
マネー・ローンダリング事犯検挙事件	249	282	300
来日外国人による事件	17	21	36
比率（%）	6.8%	7.4%	12.0%

ウ　特殊詐欺の犯行グループ等

近年、我が国においては、電話をかけるなどして対面することなく、不特定多数の者から現金等をだまし取る特殊詐欺*1が多発している。特殊詐欺の犯行グループは、首謀者を中心に、だまし役、詐取金引出役、犯行ツール調達役等にそれぞれ役割分担した上で、組織的に詐欺を敢行するとともに、詐取金の振込先として架空・他人名義の口座を利用するなどし、マネー・ローンダリングを敢行している（図表３参照）。

また、自己名義の口座や偽造した身分証明書を悪用するなどして開設した架空・他人名義の口座を遊興費や生活費欲しさから安易に譲り渡す者等がおり、マネー・ローンダリングの敢行をより一層容易にしている。

図表３【特殊詐欺の認知件数・被害総額（平成22～26年）】

	22	23	24	25	26
認知件数	6,888	7,216	8,693	11,998	13,392
被害総額（円）（実質的な被害総額）	11,247,278,665	20,404,305,829	36,436,112,888	48,949,490,349	56,550,685,877

注１：警察庁の資料による。

２：実質的な被害総額とは、キャッシュカードを直接受け取る手口の特殊詐欺における ATM からの引出（窃取）額（実務統計による集計値）を被害総額に加えた額である。

(2)　手口

ア　前提犯罪

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に規定されているマネー・ローンダリングの罪は、一定の前提犯罪から得られた収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的として行う一定の行為である。前提犯罪には、不法な収益を生み出す犯罪であって、組織的犯罪処罰法の別表に掲げるもの及び麻薬特例法に掲げる薬物犯罪があり、例えば、組織的犯罪処罰法では、殺人、

*1　特殊詐欺とは、面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいい、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、金融商品等取引名目の特殊詐欺、ギャンブル必勝情報提供名目の特殊詐欺、異性の交際あっせん名目の特殊詐欺及びその他の特殊詐欺を総称したものをいう。

強盗、窃盗、詐欺、背任等の刑法犯と出資法、売春防止法（昭和31年法律第118号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、商標法（昭和34年法律第127号）、銃刀法等の特別法犯を合わせて200を超える犯罪が掲げられている。

平成24年から26年までの間におけるマネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙事件数*1は、窃盗が232件と最も多く27.6%を占め、次いで、詐欺（209件、24.9%）、出資法・貸金業法違反（74件、8.8%）、売春防止法違反（48件、5.7%）、わいせつ物頒布等（46件、5.5%）となっている（図表４参照）。

図表４【組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙事件数・割合（平成24～26年）】

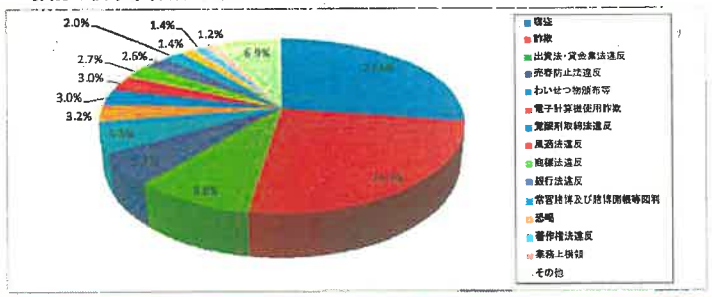

前提犯罪	窃盗	詐欺	出資法・貸金業法違反	売春防止法違反	わいせつ物頒布等	電子計算機使用詐欺	覚醒剤取締法違反	風適法違反	商標法違反	銀行法違反	常習賭博及び賭博開帳等図利	恐喝	著作権法違反	業務上横領	その他	合計
合計	232	209	74	48	46	27	25	25	23	22	17	12	12	10	58	840
割合	27.6%	24.9%	8.8%	5.7%	5.5%	3.2%	3.0%	3.0%	2.7%	2.6%	2.0%	1.4%	1.4%	1.2%	6.9%	100.0%

イ　マネー・ローンダリングに悪用された取引等

マネー・ローンダリング事犯の検挙事例（24年から26年までの３年間）を分析し、捜査の過程において判明した範囲内で、犯罪収益等の隠匿・収受のための手段として悪用されたもののほか、犯罪収益がその形態を変えたものをマネー・ローンダリングに悪用された取引等として集計した。

内国為替が412件、次いで現金取引が289件で、両者がマネー・ローンダリングに悪用された取引等の大半を占めている（図表５参照）。

検挙されたマネー・ローンダリング事犯、さらには、疑わしい取引として届出があった取引の分析の結果を踏まえると、我が国においては、犯罪による収益の移転を企図する者が、迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替を通じて、架空・他人名義の口座に犯罪による収益を振り込ませる事例が多く認められる。そして、最終的には、当該収益は ATM において現金で出金され、その後の資金の追跡が非常に困難になることが多い。

このように、我が国においては、内国為替及び現金取引が犯罪による収益の移転の多くに悪用され、大きな脅威となっている。

*1　平成24年から26年までの間における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は831件であるが、前提犯罪別の検挙事件数の合計は840件である（図表４参照）。これは、複数の前提犯罪にまたがるマネー・ローンダリング事犯が存在するためである。

図表５【マネー・ローンダリングに悪用された取引等（平成24～26年）】

悪用された取引等	内国為替	現金取引	現金取引	外国との取引	仮音	手形・小切手	不動産	法人格	経済物品等ビジネス	宝石・貴金属	法律・会計専門家	保険	資金移動サービス	外貨送付	貸金庫	電子マネー	物品購受	地方的銀行	合計
件数	412	289	54	32	13	6	4	5	6	4	2	3	2	1	1	1	48	41	924

第３　商品・サービスの危険度

１　危険性の認められる主な商品・サービス[*1]

(1)　預金取扱金融機関[*2]が取り扱う商品・サービス

ア　預金取扱金融機関の概要

平成27年３月末現在、銀行等の預金取扱金融機関は1,357機関[*3]存在している。そのうち銀行の預金残高[*4]は、26年９月末現在で670兆8,769億円となっている。

預金取扱金融機関は、その固有業務[*5]である預金等の受入れ、資金の貸付け、手形の割引及び為替取引（内国為替・外国為替）のほか、これに付随する業務として、例えば、資産運用に係る相談、保険商品の販売、クレジットカード業務、事業継承に係る提案、海外展開支援、ビジネスマッチング等幅広い業務を取り扱っている。

このほか、信託業務を兼営する銀行においては、上記の銀行業務（付随業務を含む。）に加え、信託業務として、金銭、有価証券、金銭債権、動産、不動産等の信託の引受に係る業務を、信託併営業務として、不動産関連業務（売買仲介、鑑定等）、証券代行業務（株主名簿管理等）、相続関連業務（遺言執行、遺産整理等）等の業務を取り扱っている。

我が国の預金取扱金融機関の規模や活動範囲は千差万別であり、監督官庁である金融庁等においては、預金取扱金融機関を主要行等（メガバンク等）と中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行及び協同組織金融機関）に区分して監督を行っている。３メガバンクグループはいずれも、日本全国に支店を有するとともに、システム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions : G-SIFIs）に選定され、国際展開も推し進めている。地方銀行及び第二地方銀行は、それぞれ一定の地域を営業の中心としているが、一部には多地域展開を図っているものも存在する。協同組織金融機関は、特定の地区内においてのみ営業活動を行っている。

イ　疑わしい取引の届出

24年から26年までの間の預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出件数は102万7,126件で、全届出件数の94.1％を占めている。

「疑わしい取引の参考事例」[*6]に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの届出件数等は、以下のとおりである。

○　職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（17万2,149件、16.8％）

○　多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合（14万5,333件、14.1％）

○　暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（12万4,959件、12.2％）

○　多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合（５万4,347件、5.3％）

*1　本調査書では事業者ごとにその取り扱う商品・サービスを記載しているが、事業者が取り扱う商品・サービスの範囲は一様ではない。事業者は、取り扱う商品・サービスに応じて、本調査書における関連する記載を勘案することが求められる。

*2　犯罪収益移転防止法第２条第２項第１号から第16号まで及び第35号に掲げられた者（銀行、信用金庫等）をいう。

*3　機関数は、主なものとして、銀行（141行。外国銀行支店を除く）、協同組織金融機関（信用金庫（267金庫）、信用組合（154組合）、労働金庫（13金庫）、農業協同組合及び漁業協同組合（782組合））を合計した。

*4　全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」（対象は116行のみ）を参照。

*5　銀行法第10条[redacted]各号に定める業務をいう。

*6　所管行政庁は、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべきものの類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」を特定事業者に対して示している。そして、特定事業者が疑わしい取引の届出を行う際には、当該参考事例のうち主にいずれに該当するかを記載することとなっている。

○　多額の現金又は小切手により、入出金（有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。）を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引及び送金や自己宛小切手によるのが相当にもかかわらず、あえて現金による入出金を行う取引（５万3,741件、5.2％）

○　多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引（５万1,972件、5.1％）

○　経済的合理性のない目的のために他国へ多額の送金を行う取引（５万267件、4.9％）

○　経済的合理性のない多額の送金を他国から受ける取引（４万81件、3.9％）

○　通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引（３万1,282件、3.0％）

○　架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金（２万7,626件、2.7％）

○　他国への送金に当たり、虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する顧客に係る取引。特に送金先、送金目的、送金原資等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引（１万8,168件、1.8％）

ウ　預貯金口座

(ア)　現状

預貯金口座は、預金取扱金融機関への信頼や預金保険制度に基づく預金者保護制度の充実等により、手持ち資金を安全かつ確実に管理するための手段として広く一般に普及している。また、昨今は、店頭に赴くことなく、インターネットを通じて、口座を開設したり、取引をしたりすることが可能となっており、その利便性はますます高まっている。

一方で、このような特性により、預貯金口座は、犯罪による収益の移転を企図する者にとっては、犯罪による収益の収受や隠匿の有効な手段として悪用され得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、顧客等との預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）は、預金取扱金融機関に対して、預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して、振り込め詐欺等の一定の犯罪に利用されている預金口座等である疑いがあると認める場合に、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずることを義務付けている。

(イ)　関連犯罪の検挙状況

売買等により不正に入手された架空・他人名義の口座は、振り込め詐欺等の特殊詐欺やヤミ金融等において、犯罪による収益の受け皿として悪用され、これにより、収益の移転が行われている。

警察では、預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に係る犯罪収益移転防止法違反事件の捜査を強化している。

また、他人に譲渡する目的を秘して預金取扱金融機関から預貯金通帳等をだまし取る詐欺（口座詐欺）やだまし取った預貯金通帳等であることを知りながら譲り受ける盗品等譲受けの積極的な検挙も行っている（図表６参照）。

図表６【口座詐欺等の検挙事件数（平成17～26年）】

区分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
口座詐欺	1,222	1,558	1,602	2,849	3,778	2,286	2,097	2,049	2,016	1,928
盗品譲受け	148	108	48	81	83	40	41	21	15	7
合計	1,370	1,666	1,650	2,930	3,861	2,328	2,138	2,070	2,031	1,935

注：都道府県警察から警察庁に報告があったものを計上した。

(ｳ) 事例

預貯金口座がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、架空名義で開設した口座、不正に開設された営業実態のない会社名義の口座や不法な譲渡行為により取得した他人名義の口座等を利用し、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯、風俗事犯、薬物事犯、偽ブランド品販売事犯等の様々な犯罪による収益を収受又は隠匿したものがある。

特に、ヤミ金融事犯、わいせつＤＶＤ販売事犯等においては、顧客から違法に買い取るなどして準備した複数の口座を犯罪による収益の受け皿として悪用していた実態や利用状況に不審な点がある口座（個人名義の口座にそぐわない多数の者との頻繁な取引がなされていたり、長期間利用されていなかったにもかかわらず、突然頻繁な取引が開始されたりする口座等）が、口座凍結等の利用停止措置が採られることなく、長期間にわたり悪用されていた実態がうかがわれる。

エ 預金取引

(ｱ) 現状

終日営業のコンビニエンスストア等との連携を始めとしたＡＴＭの普及等により、預金取扱金融機関は、預貯金の預入れ又は払戻し（以下「預金取引」という。）を行う預貯金口座の保有者に対して、時間・場所を選ばず、迅速かつ容易に資金を準備又は保管できる高い利便性を提供している。

一方で、犯罪による収益の移転を企図する者は、口座に係る安全・確実な資金管理及び預金取引の高い利便性に着目して、口座に送金された収益の払出しや取得した収益の預入れを通じて、犯罪による収益の移転を敢行するおそれがある。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、顧客等と200万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、10万円）を超える現金の受払いをする取引に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

(ｲ) 事例

預金取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、破産法違反による収益を口座から分割して払い戻し、親族名義の口座に入金するなどして隠匿していた事例、外国で発生した詐欺事件の収益が国内の口座に送金された際に、正当な事業収益であるように装い、払戻しを受けた事例、窃盗や詐欺、薬物犯罪等の収益を他人名義の口座に預け入れて隠匿していた事例等がある。

オ 内国為替取引

(ｱ) 現状

内国為替取引は、給与、年金、配当金等の振込金の受入れや公共料金、クレジットカード等の支払に係る口座振替等、現金の移動を伴わない安全かつ迅速な決済が可能で、隔地者間の取引に便利であるほか、ＡＴＭやインターネットバンキングの普及等から、身近な決済サービスとして広く国民一般に利用されている。

一方で、このような特性や他人名義の口座を利用すれば匿名性の確保も可能となることにより、内国為替取引は犯罪による収益の移転にも有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、金額が10万円を超える現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

(ｲ) 事例

内国為替取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、暴力団幹部が、配下の組員が関わった売春の売上げを当該組員に自己の名義の口座に振り込ませて収受した事例、会社の経営者が、地下銀行の運営による収益をその運営者に同社の口座に振り込ませて収受した事例等がある。また、顧客に指示をして、覚醒剤の代金、ヤミ金融の返済金や無許可営業の風俗店の利用料金を他人名義の口座に振り込ませていた事例等もある。

カ 貸金庫

(ｱ) 現状

貸金庫とは、保管場所の賃貸借であり、何人でも貸金庫業を営むことは可能であるが、銀行等の預金取扱金融機関が店舗内の保管場所を有償で貸与するサービスが一般に知られている。

預金取扱金融機関の貸金庫は、主に有価証券、通帳、証書、権利書等の重要書類や貴金属等の財産の保管に利用されるものであるが、実際には、預金取扱金融機関は保管される物件そのものの確認はしないため、保管物の秘匿性は非常に高い。

一方で、このような特性により、貸金庫は犯罪による収益を物理的に隠匿する有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、顧客等と貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約を締結するに際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

(ｲ) 事例

貸金庫がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、犯罪の発覚を回避するために犯罪による収益である現金等を銀行の貸金庫に保管していた事例、偽名を使い多数の銀行と貸金庫の貸与契約を締結して犯罪による収益を隠匿していた事例等がある。

我が国でも、だまし取った約束手形を換金し、その現金の一部を親族が契約した銀行の貸金庫に保管していた事例等があり、犯罪による収益の移転を企図する者が、他人名義による貸金庫の貸与契約により、真の利用者を隠匿

しつつ、当該収益の物理的な保管手段として貸金庫を悪用している実態がうかがわれる。

キ　手形・小切手

(ｱ)　現状

手形及び小切手は、信用性の高い手形交換制度や預金取扱金融機関による決済等により、現金に代わる支払手段として有用であり、我が国の経済社会において幅広く利用されている。手形及び小切手は、等価の現金より物理的に軽量で運搬性が高く、預金取扱金融機関を通じて現金化も簡便である。また、裏書等の方法により容易に譲渡することができ、流通性が高いことも特徴である。

一方で、このような特性により、手形・小切手は犯罪による収益の収受・隠匿に有効な手段として悪用され得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、顧客等との手形の割引を内容とする契約の締結、取引の金額が200万円を超える線引きのない持参人払式小切手[*1]や自己宛小切手[*2]の受払いをする取引（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、10万円を超えるもの）等に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

加えて、手形・小切手を振り出すためには、原則として当座預金口座を保有している必要があるが、犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、口座開設時の取引時確認等の義務を課している。

(ｲ)　事例

手形又は小切手がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、運搬が容易なため高額な資金を外国に密輸する手段として悪用された事例、薬物密売組織により高額な資金を分割して移転する手段として悪用された事例等がある。

我が国では、ヤミ金融業者が、多数の借受人に対して元利金として小切手等を振り出し郵送させ、預金取扱金融機関の取り立てにより他人名義の口座に入金させていた事例等があり、犯罪による収益の移転を企図する者が、当該収益を容易に運搬する手段又は当該収益を正当な資金と仮装する手段として、手形又は小切手を悪用している実態がうかがわれる。

ク　預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスの危険度

預金取扱金融機関は、安全かつ確実な資金管理が可能な口座を始め、時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管ができる預金取引、迅速かつ確実に遠隔地間や多数の者との間で資金を移動することができる為替取引、秘匿性を維持した上で資産の安全な保管を可能とする貸金庫、換金性及び運搬容易性に優れた手形・小切手等、様々な商品・サービスを提供している。

一方で、これらの商品・サービスは、それぞれが有する特性から、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。預金取扱金融機関は、取引相手となる

*1　小切手法第５条第１項第３号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第２項若しくは第３項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法37条第１項に規定する線引がないものをいう。

*2　小切手法第６条第３項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第37条第１項に規定する線引がないものをいう。

顧客も個人から大企業に至るまで様々であり、また、取引件数も膨大であるため、それらの取引中からマネー・ローンダリング等に関連する顧客や取引を見極め、排除していくことは容易ではない。

実際にも、口座、預金取引、為替取引、貸金庫並びに手形及び小切手を悪用することにより、犯罪による収益の収受又は隠匿がなされた事例があること等から、預金取扱金融機関が取り扱うこれらの商品・サービスは、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。[*1 *2]

さらに、疑わしい取引の届出の状況やマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引（「取引形態と危険度」、「国・地域と危険度」及び「顧客の属性と危険度」で取り上げる取引は除いている。以下同じ。）は、危険度がより一層高まると認められる。

○　多額の現金又は小切手により、入出金を行う取引（顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引及び送金や通常自己宛小切手により行う取引であるにもかかわらず、現金の入出金により行う取引は、危険度が特に高まると認められる。）

○　短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額であるもの

○　口座名義人や貸金庫の利用者名義が架空又は他人のものであるとの疑いや口座名義人や貸金庫利用者である法人の実体がないとの疑いが生じた口座や貸金庫を使用した入出金や貸金庫取引

○　匿名又は架空名義と思われる名義での送金を受ける口座に係る取引

○　多数の口座を保有している顧客（屋号付名義等を利用して異なる名義で保有している顧客を含む。）の口座を使用した入出金

○　口座開設後、短期間に多額の又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約され、又は取引が休止した口座に係る取引

○　通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引

○　口座から現金で払い戻し、直後にその現金（伝票の処理上現金扱いとする場合も含む。）を送金する取引（送金依頼人の名義を払い戻した口座の名義別のものにして送金を行う場合には、危険度が特に高まると認められる。）

○　多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引（送金を行う直前に多額の送金を受ける場合には、危険度が特に高まると認められる。）

○　多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引（送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合には、危険度が特に高まると認められる。）

なお、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスの危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関が取り扱う特定の商品・サービスの提供に際して取引時確認等の義務を課しており、また、金融庁が策定して

*1　犯罪収益移転防止法第２条第２項第34号は、特定事業者として、電子債権記録機関を規定している。電子記録債権は、磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿への電子記録をすることによって発生、譲渡等が行われるもので、債権譲渡の円滑性等に関して手形と類似の機能を有していることから、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2　犯罪収益移転防止法第２条第２項第27号は、特定事業者として、無尽会社を規定している。一定の口数及び給付金額を定め、定期に掛金を払い込ませて、一口ごとに抽選、入札等の方法により、掛金者に対し金銭以外の財産の給付を行う無尽は、掛金・給付の仕組みが預金に類似する部分もあることから、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

いる監督指針[*1]は、預金取扱金融機関に対してこのような義務を履行するに当たっての態勢の整備を求めている[*2]。

また、各業界団体も、事例集や各種参考例の提示、研修の実施等により、各事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。さらに、一般社団法人全国銀行協会は、FATF のマネー・ローンダリング等対策の検討状況を常時フォローし、海外の銀行協会等との情報交換・共有を継続的に行うとともに、FATF 相互審査への対応を行うなど、国内外のマネー・ローンダリング等について組織的な対策を進めている。各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

*1 金融庁は、監督対象である金融機関等の監督に関する事務について、監督の考え方、監督上の着眼点と留意点、具体的監督手法等を示した監督指針等を策定している。

*2 取引時確認を的確に実施するための態勢、疑わしい取引の届出を的確に実施するための態勢、取引時確認と疑わしい取引の届出を一体的・一元的に管理するための態勢、海外営業拠点のマネー・ローンダリング等対策を的確に実施するための態勢等の内部管理態勢の構築を求めている。

(2) 保険会社等[*1]が取り扱う保険

ア 現状

保険契約は、原則として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約するもの又は一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものである。ただし、資金の給付が行われるのはこれらの確率的な要件が満たされた場合に限られるため、この点は、保険の危険度を大幅に低減する要因といえる。

しかし、一口に保険商品といっても、その内容は多様であり、保険会社等は蓄財性を有する商品も提供している。蓄財性を有する商品は、将来の偶発的な事故に対する給付のみを対象とする商品と異なり、より確実な要件に係る給付、例えば満期に係る給付を伴うもの等がある。このような商品は、契約満了前に中途解約を行った場合にも高い解約返戻金が支払われる場合が多い。

犯罪収益移転防止法は、保険会社等に対して、蓄財性が高い保険契約の締結、契約者の変更及び満期保険金・解約返戻金等の支払又は現金等による200万円を超える受払いをする取引に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

また、保険業を行うためには、保険業法（平成７年法律第105号）に基づき、内閣総理大臣の免許を受けなければならず、同法においては、必要に応じ当局が保険会社に対して報告命令、立入検査、業務改善命令等を行うことができることが規定されている。そして、保険会社向けの総合的な監督指針等においては、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の義務及び疑わしい取引の届出義務の履行のための内部管理体制の構築に係る留意点も示されている。

業界としても、一般社団法人生命保険協会及び一般社団法人日本損害保険協会において、保険が不当な利益の追求に悪用されることを防ぐため、契約内容登録・照会制度等を導入して会員会社における情報共有を図り、会員会社が契約の申込みや保険金等の請求を受けた際に、同一の被保険者を対象とする同一種類の保険契約が複数ないかなど疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や保険金等の支払を判断するに当たっての参考にできるようにしているほか、マネー・ローンダリング等に関する解説資料や質疑応答等の各種資料を作成して会員会社のマネー・ローンダリング等対策を支援している。

さらに、各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い場合のモニタリングの厳格化等の取組を行うなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

イ 疑わしい取引の届出

平成24年から26年までの間の保険会社等による疑わしい取引の届出件数は8,692件（生命保険6,737件、損害保険1,955件）であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの届出件数は、生命保険では、

○ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（5,824件、86.4%）

*1 犯罪収益移転防止法第２条第２項第17号に掲げられた者（保険会社）、第18号に掲げられた者（外国保険会社等）、第19号に掲げられた者（少額短期保険業者）及び第20号に掲げられた者（共済水産業協同組合連合会）をいう。

となり、損害保険では、

○　職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引（992件、50.7%）

○　暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（696件、35.6%）

となっている。

また、生命保険では、多額の現金による保険料の支払に着目した届出も一定数存在しており（58件、0.9%）、約1,700万円の保険料の現金による一時払いについて、顧客の職業等に照らし合理性が認められないものとして届け出られたもの等がある。

ウ　事例

保険がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、麻薬密売組織が麻薬密売により得た収益を生命保険の保険料に充当し、ほどなく同保険契約を解約して[redacted]払戻しを受けた事例等がある。

我が国では、前提犯罪で得た収益がその形態を変えた事例として、売春により得た収益を自己及び家族の[redacted]生命保険の保険料に充当していた事例等がある。

エ　危険度

資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪による収益を即時又は繰延の資産とすることを可能とすることから、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。

実際にも、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出の状況や前提犯罪で得た収益がその形態を変えた事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。

○　多額の現金等により保険料を支払う契約者に係る取引

保険の危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法が事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、免許制に基づく当局による指導・監督や業界・事業者の自主的な取組も行われている。

(3)　金融商品取引業者、商品先物取引業者等[*1]が取り扱う投資

ア　現状

資金の運用方法には、預金取扱金融機関への預貯金のほか、株式や債券等の投資商品に投資する方法がある。投資対象としては、株式や債券、投資信託等の金融商品だけでなく、鉱物や農産物等に係る商品先物取引がある。

我が国における投資対象の取引状況を概観すると、株式に関しては、平成26年中に東京証券取引所で行われた上場株式（市場第一部及び市場第二部）の売買金額は、約584兆2,649億円となっている（図表７参照）。

また、商品先物取引に関しては、25年中に国内商品市場（東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所）で行われた取引の出来高は約2,721万枚[*2]で、取引金額は約86兆2,510億円、12月末の証拠金残高は約1,507億円となっている（図表８参照）。

投資は、預貯金と異なり、投資対象の価額の変動により元本割れするおそれがある反面、運用に成功すれば預貯金よりも多くの利益を得ることが可能である。

犯罪による収益の移転に悪用される危険性の観点からみると、投資を行うことによって、多額の資金を様々な商品に転換できるほか、投資対象の中には複雑な仕組みのものもあり、その資金の出所を不透明にして犯罪による収益の追跡を困難にすることができる。

犯罪収益移転防止法は、投資対象となる商品を取り扱う金融商品取引業者、商品先物取引業者等に対して、口座開設、金融商品の取引、商品市場における取引等に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

また、金融商品取引業を行うためには金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき内閣総理大臣の登録を、商品先物取引業を行うためには商品先物取引法（昭和25年法律第239号）に基づき主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の許可を、それぞれ受ける必要がある。さらに、金融商品取引法及び商品先物取引法においては、必要に応じて、それぞれの取引業者に対して当局が立入検査、報告命令、業務改善命令等を行うことができることが規定されている。

そして、金融商品取引業者、商品先物取引業者等向けの監督指針においては、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の義務及び疑わしい取引の届出義務の履行に関する内部管理態勢の構築に係る留意点も示されている。

なお、日本証券業協会[*3]及び日本商品先物取引協会[*4]では、犯罪収益移転防止法等に関する質疑応答等を作成し、会員会社のマネー・ローンダリング等対策を支援している。さらに、日本証券業協会では、「会員の『疑わしい取引の届出』

*1　犯罪収益移転防止法第２条第２項第21号に掲げられた者（金融商品取引業者）、第22号に掲げられた者（証券金融会社）、第23号に掲げられた者（特例業務届出者）及び第31号に掲げられた者（商品先物取引業者）をいう。

*2　「枚」とは、取引所における取引の基本となる取引数量又は受渡数量を表す最小取引単位の呼称のこと。

*3　日本証券業協会は、金融商品取引法上の認可を受けた自主規制機関であり、自主規制規則の制定など業界の健全な発展及び投資者の保護に取り組んでいる。なお、同協会には、全ての証券会社（平成26年３月末現在で255社）が加盟しているところ、各証券会社は同協会の規則を遵守する義務を負う。

*4　日本商品先物取引協会は、商品先物取引法上の認可を受けた自主規制機関であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図るため、商品先物取引業務に関して種々の自主規制事業を行っている。なお、同協会には、全ての商品先物取引業者（平成27年３月末現在で49社）が加入し、各商品先物取引業者は同協会の規則を遵守する義務を負う。

に関する考え方」を作成することにより、会員会社の疑わしい取引の届出に対する理解を深め、届出が適切に行われるよう努めている。

また、各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、マネー・ローンダリング等に係る危険性のある取引形態の特定、危険度に応じた顧客管理の厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

図表７【株式売買代金の状況（平成24～26年）】

（単位：億円）

	24	25	26
東証市場第一部	3,067,023	6,401,938	5,765,250
東証市場第二部	9,102	35,762	77,399
合計	3,076,125	6,437,700	5,842,649

注：東京証券取引所の資料による。

図表８【商品先物取引（国内商品市場）の状況（平成24～26年）】

		24	25	26
出来高（枚）	農産物等	1,812,841	907,341	901,415
	鉱物等	25,479,111	26,307,061	21,264,522
取引金額（億円）		785,554	862,510	656,401
証拠金残高（12月末）（億円）		1,598	1,507	1,455

注１：株式会社日本商品清算機構の資料による。

２：出来高の「農産物等」欄は、農産物市場、水産物市場、農産物指数市場及び砂糖市場における出来高の合計であり、「鉱物等」欄は、ゴム市場、貴金属市場、石油市場、中京石油市場及び日経・東工取商品指数市場における出来高の合計である。

イ　疑わしい取引の届出

24年から26年までの間の金融商品取引業者、商品先物取引業者等による疑わしい取引の届出件数は、金融商品取引業者にあっては２万1,103件、商品先物取引業者にあっては72件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの届出件数は、金融商品取引業者では、

○　職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（6,718件、31.8%）

と、商品先物取引業者では、

○　顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引（43件、59.7%）

となっている。

ウ　事例

投資がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、詐欺により得た収益を株式取引に投資していた事例や業務上横領により得た収益を商品先物取引に投資していた事例等がある。

エ　危険度

投資の対象となる商品としては、様々なものが存在し、これらを通じて、犯罪収益を様々な権利や商品に変換することができる。また、投資の対象となる商品の中には、複雑なスキームを有し、投資に係る原資の追跡を著しく困難とするものも存在することから、投資は、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。

実際にも、詐欺や業務上横領によって得た犯罪収益を株式や商品先物取引に投資していた事例があること等から、投資は、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。[*1 *2]

さらに、疑わしい取引の届出の状況や前提犯罪で得た収益がその形態を変えた事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。

○　顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引

なお、投資の危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法が事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、登録制又は許可制に基づく当局による指導・監督や業界（自主規制機関）・事業者の自主的な取組も行われている。

また、金融商品取引業者等を通じて行われる投資（有価証券の売買その他の取引）においては、顧客は、原則として自己名義の口座にしか資金移動ができず、第三者宛に資金移動を行うことはできない。このような特性は投資の危険度を更に低減させるものといえる。

*1　犯罪収益移転防止法第２条第２項第26号は、特定事業者として、不動産特定共同事業者を規定している。不動産特定共同事業契約（各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約等）を締結して、そこから生ずる利益の分配を行うこと等を業として行う不動産特定共同事業についても、犯罪による収益の追跡を困難にする手段となり得ることから、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2　犯罪収益移転防止法第２条第２項第32号及び33号は、特定事業者として、振替機関及び口座管理機関を規定している。社債、株式等について、その譲渡や質入れ等の効果を生じさせる振替に関する業務を行う振替機関及び他の者のために社債等の振替を行うための口座を開設する口座管理機関（証券会社、銀行等が行うことができる。）についても、その取り扱う商品・サービスが犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

(4) 信託会社等*1が取り扱う信託

ア 現状

信託は、委託者が信託行為によって、受託者に対して金銭や土地等の財産を移転して、受託者は委託者が設定した信託目的に従って、受益者のためにその財産の管理・処分等をする制度である。

信託は、資産を様々な形で管理及び処分できる制度であり、受託者の専門性を活かした資産運用や財産保全が可能であること、企業の資金調達の有効な手段であること等から、我が国の金融システムの基本的インフラとして、金融資産、動産、不動産等を運用するスキームにおいて幅広く活用されている。

このような信託の特性に鑑み、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託者及び受益者の保護を図るため、信託業法（平成16年法律第154号）は信託業について免許制を採用し（管理型信託会社・自己信託会社については登録制）、当局による監督の対象としている。また、銀行その他の金融機関が信託業を営む場合には、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）に基づき、当局による認可を必要としている。平成27年３月末現在、このような免許・認可等を受けて信託業務を営む者の数は、58社に上っている。

信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、信託は、委託者が受託者に単に財産を預けるのではなく、財産権の名義、管理及び処分権まで移転させるものであるとともに、信託前の財産を信託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数及び財産権の性状を変える機能を有していることから、違法な収益の起源の隠蔽等の犯罪による収益の移転に悪用されるおそれがある。

犯罪収益移転防止法は、受託者たる特定事業者は、一定の信託を除き、信託に係る契約の締結、信託行為、受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との法律関係の成立に際して、委託者のほか、受益者についても顧客に準ずる者として取引時確認等を行わなければならないこと等を定めている。

また、金融庁が策定している監督指針は、マネー・ローンダリング等の防止に向けて、信託会社及び信託兼営金融機関に対して、取引時確認等を適切に実施するための態勢整備を求めている。

このほか、信託業法及び金融機関の信託の兼営等に関する法律においては、金融庁は、取引時確認等の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じて信託会社及び信託兼営金融機関に対して報告を求めることができ、重大な問題があると認められる場合には、業務改善命令等を行うことができると規定されている。

さらに、各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い場合のモニタリング厳格化等の取組を行うなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

加えて、信託の受託者は、一定の信託を除き、税法上、受益者名を記載した調書を税務当局へ提出する義務が定められている。当該制度は、犯罪による収益の移転の防止を直接の目的とするものではないが、信託に係る受益者を一定の範囲で当局が把握することを可能としている。

*1 犯罪収益移転防止法第２条第２項第24号に掲げられた者（信託会社）、第25号に掲げられた者（自己信託会社）及び信託兼営金融機関をいう。

イ 疑わしい取引の届出

24年から26年までの間の信託に関係する疑わしい取引の届出件数は138件*1で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの取引件数は、

○ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（127件、92.0%）

となっている。

ウ 危険度

信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。さらに、信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をしたりするのみで発生させることができるため、犯罪による収益の移転を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。このように、信託は、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

なお、信託の危険度の低減を図るため、信託業を営む者に対する法規制や当局による指導・監督の実施、事業者の自主的な取組が行われている。

加えて、信託財産から生じる収益や信託受益権の売買代金等に係る資金移動は預金口座を通じて行われるため、このような財産の移転取引は、預金取扱金融機関に対する法規制や当局による監督、業界・事業者の自主的な取組を通じたマネー・ローンダリング等の防止体制により、二重に危険度の低減措置が講じられているといえる。

*1 疑わしい取引として届出が行われた情報を分析して、信託との関係を確認できたものを計上した。

(5) 貸金業者等*1が取り扱う金銭貸付け

ア　現状

貸金業者等による金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（以下これらを総称して単に「貸付け」という。）は、消費者や事業者の多様な資金需要に対して、利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与している。また、預金取扱金融機関等との提携を含めた自動契約受付機・現金自動設備の普及やインターネットを通じた取引の拡大は、商品利用の利便性を高めている。

貸金業者等による貸付けが悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、そうした利便性により、犯罪による収益を取得した者が、貸金業者等からの貸付け及びそれに対する返済を繰り返すなどして、当該収益の追跡を困難にすることができる。

貸金業法により、貸金業を営もうとする者は、都道府県知事又は内閣総理大臣（二以上の都道府県に事務所を設置して営業しようとする場合）の登録を受ける必要がある。

そして、同法では、貸金業者に対して当局による立入検査、報告徴収、業務改善命令等を行うことができる旨規定されている。また、貸金業者向けの監督指針においても、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出義務に関する留意点も示されている。

業界としても、日本貸金業協会において、自主規制規則の中で、取引時確認、疑わしい取引の届出義務や反社会的勢力による被害の防止を盛り込んだ社内規則等を策定し社内態勢を整備することを定め、会員に対応を要請している。

イ　疑わしい取引の届出

平成24年から26年までの間の貸金業者等による疑わしい取引の届出件数は6,849件で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの取引件数は、

○　暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（3,019件、44.1%）

○　架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金（1,898件、27.7%）

となっている。

ウ　危険度

貸金業者等による貸付けは、犯罪による収益の追跡を困難にすることができること等から、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出の状況等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。

○　架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じた貸付け契約

なお、貸金業者等による貸付けの危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法が貸金業者等に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、貸金業法の登録制に基づく当局による指導・監督や業界の自主的な取組も行われている。

*1　犯罪収益移転防止法第２条第２項第28号に掲げられた者（貸金業者）及び第29号に掲げられた者（短資業者）をいう。

(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

ア　現状

資金移動業とは、預金取扱金融機関以外の一般事業者が為替取引（１回当たりの送金額が100万円以下のものに限る。）を業として営むことをいう。インターネット等の普及により、安価で便利な送金サービスの需要が高まる中、規制緩和により平成22年に導入された。

資金移動業を営むためには、資金決済法に基づき、内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととされており、27年３月末現在の資金移動業者数は39であり、25年度の年間送金件数は約1,682万件、年間取扱金額は約3,307億円に上る。

今後、国際化の進展等により、来日外国人による母国への送金等資金移動サービスのニーズがますます高まることが予想される（図表９参照）。

資金移動サービスには大きく３種類の送金方法があり、依頼人が資金移動業者の営業店に現金を持ち込み、受取人が別の営業店で現金を受け取る方法、資金移動業者が開設した依頼人の口座と受取人の口座との間で資金を移動させる方法及び資金移動業者がサーバに記録した金額と関連付けられた証書（マネーオーダー）を発行し、証書を持参してきた者に支払を行う方法がある。

資金移動サービスは、安価な手数料で、迅速かつ確実に世界的規模で資金を移動させることができるという利便性を有している一方、法制度や取引システムの異なる外国への犯罪による収益の移転を容易にし、その追跡可能性を低下させる。

犯罪収益移転防止法は、資金移動業者に対して、10万円を超える現金の受払いを伴う為替取引等を行うに際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

また、資金決済法においては、必要に応じて当局が資金移動業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができること等が規定されているほか、資金移動業者の登録拒否事由・取消し事由として、「資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」が掲げられている。そして、金融庁の事務ガイドラインにおいて、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出に関する内部管理態勢の構築に当たっての留意点も示され、これらは登録申請時の「資金移動業を適正かつ確実に遂行するための体制の整備」の要件に係る審査項目ともされているところであり、マネー・ローンダリング等防止のための当局による指導等が行われる体制がとられている。

加えて、業界団体である一般社団法人日本資金決済業協会（以下「決済協」という。）においても、規程の整備や研修の実施等により、各事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

さらに、各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い場合のモニタリング厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

なお、資金移動業者の中には、多数の国に送金することが可能であったり、一見顧客を取り扱ったりすることから犯罪による収益の移転に悪用される危険性を有する業者もあれば、専ら通信販売等での返品や契約の解除等による返金

に係る送金のみを取り扱うなど、その危険度が限定される業者もあり、そのビジネススキームは多様である。また、業者の規模も、東証１部上場の大企業から中小零細企業まで様々であり、内部管理体制の構築は、その業務の特性や規模に応じて行われている。

図表９【資金移動業の実績推移（平成23～25年度）】

年度	23	24	25
年間送金件数	765,431	10,[illegible],222	16,819,029
年間取扱金額（百万円）	42,388	188,574	330,709
登録資金移動業者件数（社）	25	32	35

注：金融庁の資料による。

イ　疑わしい取引の届出

24年から26年までの間の資金移動業者による疑わしい取引の届出件数は1,550件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの届出件数等は、

○　他国への送金に当たり虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する顧客に係る取引（263件、17.0%）

○　取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引（183件、11.8%）

となっている。

また、最近では、資金移動業者において、顧客に対して送金目的を確認したところ、「海外サイトを通じてコンサルティング会社の求人募集に応募すると、自己の銀行口座に送金があり、これを他国へ送金するよう指示された。」等との申告があったという、いわゆるマネーミュール[*1]によるマネー・ローンダリングの疑いに関する届出がある。

ウ　事例

資金移動サービスの導入により、安価な送金手数料で容易に外国へ送金することが可能となったこと等から、外形的には適法な送金を装いつつ、資金移動業者の提供するサービスを犯罪による収益の移転の手段として悪用する者が現れるようになった。具体的には、報酬を伴う外国送金の依頼を受けた者が、当該送金が正当な理由のあるものでないことを認識しながら、資金移動業者を利用して送金を行ったマネーミュール事犯や、外国送金に係る地下銀行を営む者が、あらかじめ送金先国にプールしておく必要がある資金を資金移動業者を利用して補填していた事例等がある。特に、資金移動サービスを悪用したマネーミュールによるマネー・ローンダリングは、インターネットバンキングに係る不正送金事犯に関連して発生している。具体的には、いわゆるフィッシング[*2]や、ＩＤ・パスワードを盗み取るウイルスを使う手口により、インターネットバンキング利用者の個人情報を盗み取った上で、インターネットバンキングに不正アクセスするなどし、預貯金を別の口座に移し、さらに、資金移動サービスを悪用して、マネーミュールによって外国へ送金している状況がある。

エ　危険度

資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多

*1　メールや求人サイト等を通じて募集した者に犯罪収益を送金させるなど、第三者を犯罪収益の運び屋として利用するマネー・ローンダリング手法の１つ。

*2　アクセス管理者になりすまし、当該アクセス制御機能に係る識別符合の入力を求める行為。

数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在等を踏まえれば、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。

実際にも、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の身分証明書を利用して同人になりすますなどして海外に犯罪収益を移転していた事例があること等から、資金移動サービスは、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出の状況やマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。

○　外国送金に際して目的や原資について顧客が虚偽の疑いがある情報等を提供する取引

○　短期間のうちに頻繁に行われる取引で現金等により多額の送金が行われるもの（その中に敷居値を若干下回る金額の取引が認められる場合を含む。）

○　顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引

○　顧客が他者のために活動しているとの疑いが生じた取引

なお、資金移動サービスの危険度の低減を図るため、資金移動業者に対しては、犯罪収益移転防止法上の取引時確認等の義務が課せられているところ、各業者においては、金融庁事務ガイドラインに基づき、当該義務を履行するに当たっての体制整備に取り組んでおり、業界の自主規制機関であり、加入率の高い決済協も、自主規制ルールの整備、研修の実施等を通じて業者の取組を支援している。

(7) 両替業者が取り扱う外貨両替

ア 現状

外貨両替は、主に、邦人が海外への旅行や出張等の際に必要となる外貨を調達したり、本邦滞在中の外国人が円貨を調達したりするために利用されている。

現在、外貨両替業を営む者は、預金取扱金融機関とそれ以外のものに大別される。後者の例としては、旅館業、旅行業、古物商等が挙げられ、本業の顧客の便宜を図るために副業として外貨両替業を営む者が多く認められる（図表10参照）。

犯罪による収益を物理的に外国に持ち出せば、その存在が露見して処罰、没収等の処分を受けることとなる可能性を低減させることができる。また、犯罪により得た金銭を外貨両替により当該外国の通貨に交換して国境を越えて移動させれば、処罰、没収等の処分の可能性を抑えつつそれを使用することが可能となる。さらに、外貨両替は、流動性や匿名性の高い現金を取り扱う特性があるほか、物理的に金銭の外観を変えたり、大量の小額紙幣を少量の高額紙幣に交換することもできる。

犯罪収益移転防止法は、外貨両替業者に対して、1件当たり200万円相当額を超える取引に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。加えて、外為法は、1か月当たりの取引合計額が100万円相当額を超えた外貨両替業者に対して、財務大臣に対する報告義務を課している。

財務省は、外貨両替業者の法令遵守を徹底するため、外貨両替業者向けに報告制度の概要、報告方法等を記載したパンフレットを作成し、検査マニュアル等とともに財務省のホームページに掲載している。さらに、外貨両替業者を対象に、検査マニュアルの改正に際し説明会を実施しているほか、取引時確認及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底を求める要請文を警察庁との連名で送付している。加えて、立入検査において犯罪収益移転防止法及び外為法の履行に不備があると認めた場合には、検査の都度、その旨を指摘し、改善を求めることとしている。

これまでのところ、財務省が外貨両替業者に対して是正命令を行った例はないが、不適切な方法による取引時確認や疑わしい取引の届出の体制に不十分な点がみられた場合には、その程度に応じ、行政指導として文書又は口頭により改善を求めている。

これらの義務等により、外貨両替取引の実態把握及びマネー・ローンダリング等への悪用防止が図られている。

さらに、外貨両替業者の中には、マネー・ローンダリング等対策について自主的な取組を行っている者がおり、外貨両替の取扱量が多い事業者を中心に、取引時確認を行うこととする基準となる敷居値を法定の敷居値よりも低く設定するほか、マネー・ローンダリング等対策に係るマニュアルの整備、専門部署の設置及び研修・内部監査を実施するなどし、内部管理体制の確立・強化を図っている。一方で、取扱量が少ない事業者ほど、このような取組が低調となる傾向がみられる。

なお、我が国においては、外貨両替業について、免許制や登録制は採っておらず、誰でも自由に業務を営むことができるところ、FATF の第3次相互審査において、この点が不備事項として指摘された。FATF の新「40の勧告」（勧告26）においても、「両替を業とする金融機関は、免許制又は登録制とされ、国内

の資金洗浄・テロ資金供与対策義務の遵守を監視及び確保するための実効性のある制度の対象とすべきである。」とされている。

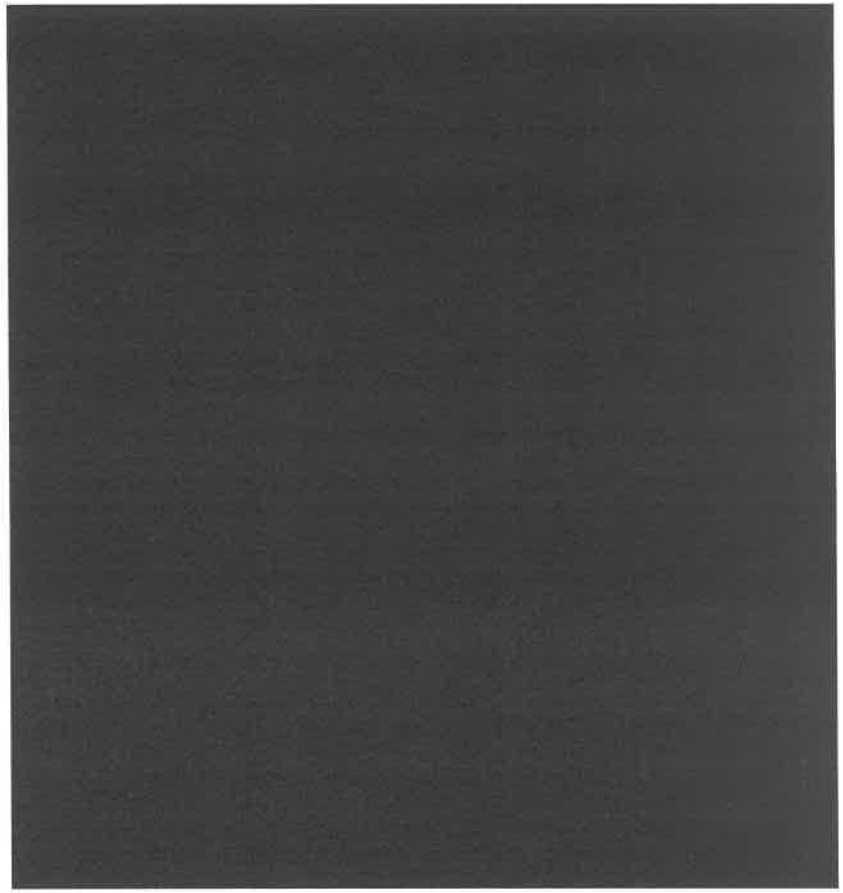

イ 疑わしい取引の届出

平成24年から26年までの間の外貨両替業者による疑わしい取引の届出件数は5,528件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの届出件数等は、

○ 同一顧客が同一日又は近接する日に数回に分けて同一店舗又は近隣の店舗に来店し、取引時確認の対象となる金額をわずかに下回るように分散して行う場合（2,265件、47.5%）

○　多額の現金又は旅行小切手による両替取引（1,281件、23.2%）
となっている。

ウ　事例

外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、薬物密売組織が、無登録で外貨両替業を営む者を利用して、密売により得た収益等を外貨に両替した事例等がある。

我が国では、海外で犯した強盗殺人により得た多額の外国通貨を第三者を利用して日本円に両替していた事例等がある。

エ　危険度

外貨両替は、犯罪による収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得ること、一般に現金（通貨）による取引で、流動性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。

実際にも、海外で得た犯罪収益である外貨を情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出の状況やマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まると認められる。

○　多額の現金による取引
○　短期間のうちに頻繁に行われる取引
○　顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料される取引
○　顧客が自己のために取引しているか否かにつき疑いがある取引
○　偽造通貨又は盗難通貨、これらと疑われる通貨等に係る取引

なお、外貨両替の危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法が事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、当局による指導や事業者の自主的な取組も行われている。

(8)　ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

ア　現状

ファイナンスリースは、機械設備、自動車等の物品を調達しようとする企業等に対し、その指定する物品を、ファイナンスリース事業者が代わって販売者（サプライヤー）から購入し、当該企業等に賃貸する形態のサービスであり、企業等が物品を調達する場合に必要となる費用を長期に分割して支払うことができるなどのメリットがある。

ファイナンスリースは、ファイナンスリース事業者及び賃借人という契約当事者のほかに販売者が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わないファイナンスリース契約を締結するなどして犯罪による収益の移転に利用される可能性がある。

ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、暴力団への利益供与の手段として悪用された事例として、暴力団との親交を有する者がファイナンスリースで物品を調達して、これを暴力団組長に長期間使用させたものがある。

犯罪収益移転防止法は、ファイナンスリース事業者に対して、契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

また、業界としても、公益社団法人リース事業協会及び一般社団法人日本自動車リース協会連合会において、犯罪収益移転防止法の概要や取引時の確認事項等を知らせるチラシ・パンフレットの作成・配布や研修の実施により、各事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

なお、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）は、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに所有者の氏名、住所、使用の本拠の位置等の登録を受けた自動車でなければ運行の用に供してはならないと規定しており、このような制度は、登録自動車が大半を占める自動車リース契約の危険度の低減に資するものと考えられる。

イ　疑わしい取引の届出

平成24年から26年までの間のファイナンスリース事業者による疑わしい取引の届出件数は257件で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの取引件数は、

○　暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（178件、69.3%）
○　同一の設備等によって複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（所謂「多重リース」。）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引（30件、11.7%）
○　顧客とサプライヤーが共謀し、実際には設備等を設置せずファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（所謂「空リース」。）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引（12件、4.7%）

となっている。

ウ　危険度

ファイナンスリースは、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等から、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出の状況等を踏まえると、取引時の状況や顧客の

属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。

○　同一の機械設備等について複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（いわゆる「多重リース」）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引

○　顧客とサプライヤーが共謀し、実際には機械設備等を設置しないにもかかわらず、ファイナンスリース契約を締結することによりファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（いわゆる「空リース」）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引

○　架空・他人名義で締結したとの疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引

なお、ファイナンスリースの危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法が事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、当局による指導・監督や業界の自主的な取組も行われている。

(9)　クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

ア　現状

クレジットカードは、適時に簡易な手続で利用できるため、商品代金等の支払手段として広く利用されている。

クレジットカードが悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、クレジットカードは、犯罪による収益を現金で取得した者がクレジットカードを利用して当該現金を別の形態の財産に換えることができることから、犯罪による収益の追跡可能性を低下させるおそれがある。

また、クレジットカード会員が自己の保有するクレジットカードを第三者に交付し、又はそのクレジットカード番号等の情報を第三者に教えることにより、当該第三者に商品等を購入させることができ、さらに、クレジットカードは国内外を問わず利用でき、一部には利用可能枠が高額なものもある。したがって、例えば、第三者に換金性の高い商品等を購入させ、当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、事実上の資金移動を国内外を問わず行うことが可能となる。

犯罪収益移転防止法は、クレジットカード事業者に対して、契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

割賦販売法（昭和36年法律第159号）により、クレジットカード事業者が利用者から商品代金等に相当する額を購入から二月を超えて受領し、又はリボルビング方式*1により受領する包括信用購入あっせんを業として行うためには、経済産業大臣の登録を受ける必要があり、平成27年３月末現在、260事業者が登録を受けている。

そして、同法では、同法の施行に必要な限度において、包括信用購入あっせん業者に対して当局による立入検査、報告徴収、業務改善命令等を行うことができる旨規定されている。また、包括信用購入あっせん業者向けの監督指針においても、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出義務に関する留意点も示されている。

業界としても、一般社団法人日本クレジット協会において、自主規制規則の中に取引時確認及び疑わしい取引の届出を盛り込み、会員に対応を要請するとともに、疑わしい取引の届出に関する研修の実施により、各事業者によるマネー・ロンダリング等対策を支援しているほか、割賦販売法に基づき経済産業大臣による指定を受けた信用情報機関におけるクレジットカード会員の情報の登録・照会制度等の導入により、その者からのクレジットカード発行の申込みが短期間のうちに多数ないかなど疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や更新等を判断するに当たっての参考にできるようにしている。

また、各事業者においても、厳格な入会・更新審査等によるクレジットカード会員の利用可能額の上限設定、危険性が高いと考えられる取引の洗い出し、取引の危険度が高い場合のモニタリングの厳格化、非対面取引におけるなりすまし使用を防止するためのシステム（パスワードの設定等）の導入、対面取引

*1　リボルビング方式とは、クレジットカード事業者が利用者から、あらかじめ定められた時期ごとに、商品代金等の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領するもの（割賦販売法第２条第３項）。

における契約名義人と異なる者による使用を防止するための本人確認、取締り当局との定期的な情報交換等の自主的な取組を行っている。

イ　疑わしい取引の届出

24年から26年までの間のクレジットカード事業者による疑わしい取引の届出件数は19,358件で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの取引件数は、

○　暴力団員、暴力団関係者等に係る取引(6,101件、31.5%)

○　架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約(5,711件、29.5%)

○　契約名義人と異なる者がクレジットカードを使用している疑いが生じた場合(2,907件、15.0%)

となっている。

ウ　危険度

クレジットカードは、現金で得られた犯罪による収益をクレジットカードを利用することにより別の形態の財産に換えることができること、クレジットカードを第三者に交付して商品等を購入させることにより事実上の資金移動が可能であること等から、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出の状況等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。

○　架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約

○　契約名義人と異なる者がクレジットカードを使用している疑いが生じた場合

○　クレジットカードにより、多額のギフトカード、商品券等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引

なお、クレジットカードの危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法が事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、割賦販売法の登録制に基づく当局による指導・監督や業界の自主的な取組も行われている。

(10)　宅地建物取引業者が取り扱う不動産

ア　現状

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その利用価値、利用方法等によって大きく異なった評価をすることができることから、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪による収益を移転することが可能となる。また、真の購入者とは異なる者又は架空の名義で購入すること等により、資金の出所や不動産の帰属先を不透明にすることができる。

我が国では、不動産のうち、価値が高く、取引が活発に行われているものは宅地及び建物であり、これらの取引を行う事業者を宅地建物取引業者として一定の法規制の対象としている。

宅地建物取引業者は、平成25年度末現在、約12万2,100存在する。各事業者の事業規模の差は大きく、年間の取引件数が数千件を超えるような大手事業者が存在する一方、地域密着型の営業を展開する個人経営等の中小事業者も存在し、後者がその多数を占めている。

犯罪収益移転防止法は、宅地建物取引業者に対して、宅地若しくは建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）においては、宅地建物取引業を営む者の免許制が設けられているほか、その事務所ごとに、宅地建物取引業に関し取引の都度、売買、交換若しくは貸借の相手方又は代理を依頼した者の氏名、住所等の事項を記載した帳簿を備え付けること等が定められており、これらにより、業務の適正な運営等が確保されている。

さらに、不動産業界では、「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」において、各事業者における犯罪による収益の移転防止・反社会的勢力による被害の防止に関する体制の構築に係る申合せや普及啓発用の冊子等の作成・頒布を行うなど、犯罪収益移転防止法の制度の運用に関する情報共有等の取組を進めている。

イ　疑わしい取引の届出

24年から26年までの間の宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出件数は12件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの届出件数は、

○　多額の現金により、宅地又は建物を購入する場合（３件、25.0%）

○　取引の規模、物件の場所、顧客が営む事業の形態等から見て、当該顧客が取引の対象となる宅地又は建物を購入又は売却する合理的な理由が見出せない場合（３件、25.0%）

となっている。

ウ　事例

不動産がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、薬物密売人等が、薬物の密売により得た収益等を使って、知人の名義で、生活用の不動産や薬物製造に使用する不動産を購入した事例がある。

我が国でも、売春により得た収益を原資として、他人名義で不動産を購入していた事例や詐欺により得た収益を不動産の購入に充てていた事例等がある。

エ　危険度

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することができることから、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。

実際にも、売春や詐欺により得た収益が不動産の購入費用に充当されていた事例等が把握されていること等から、不動産は、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出の状況やマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。

○　多額の現金による取引

○　架空名義又は借名で行われたとの疑いのある取引

なお、不動産の危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法が事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、免許制に基づく当局による指導・監督や業界の自主的な取組も行われている。

(11) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

ア　現状

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、世界のいずれの地域においても多額の現金等との交換を容易に行うことができるほか、その小さな形状から持ち運びも容易である。また、取引後の流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高い。

犯罪収益移転防止法は、宝石・貴金属等取扱事業者に対して、現金での代金の支払金額が200万円を超える貴金属等の売買契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

関係業界団体においても、マネー・ローンダリング等防止の取組を推進するため、関係法令（犯罪収益移転防止法及び古物営業法（昭和24年法律第108号））上の義務の履行の在り方を取りまとめたマニュアルの作成や研修会の開催により、マネー・ローンダリング等対策について事業者への周知徹底を図っている。

イ　疑わしい取引の届出

平成24年から26年までの間の宝石・貴金属等取扱事業者による疑わしい取引の届出件数は40件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの届出件数は、

○　自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合（28件、70.0%）

○　同一人物・企業が、短期間のうちに多くの貴金属等の売買を行う場合（4件、10.0%）

○　多額の現金により購入する場合（3件、7.5%）

となっている。

ウ　事例

宝石及び貴金属がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、薬物犯罪により得た収益で金塊を購入し、それを外国に密輸した事例があるなど、その匿名性の高さや換金・運搬の容易さから、宝石及び貴金属がマネー・ローンダリングに悪用されている実態が認められる。

我が国では、売春防止法違反、窃盗等の前提犯罪により得た現金で貴金属等を購入していた事例等がある。これらの取引は、売買契約の締結時に他人へのなりすましや偽造された身分証明書等の提示により本人特定事項を偽るなど、より一層匿名性を確保した態様により行われている。

エ　危険度

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、世界的に流通しており、換金や運搬が容易であるとともに、取引後の流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高いこと等から、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。

実際にも、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出の状況やマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、宝石及び貴金属の危険度がより一層高まると認められる。

○　多額の現金による取引

○　顧客の１回当たりの購入額が少額であっても、頻繁に購入することにより

結果として多額の支払となる取引
○　本人確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある取引
○　売却する貴金属等が顧客の所有物であることに疑いがある取引
○　真の購入者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客との取引

なお、宝石・貴金属が犯罪による収益の移転に悪用される危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法が事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課すとともに、業界においても各種の取組を自主的に行っている。

(12) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

ア　現状

郵便物受取サービス業者は、自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客宛ての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、実際には占有していない場所を自己の住所として外部に表示し、郵便物を受け取ることができるため、特殊詐欺等において郵便物受取サービスが被害金等の送付先として悪用されている実態がある。

犯罪収益移転防止法は、郵便物受取サービス業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

イ　疑わしい取引の届出

平成24年から26年までの間の郵便物受取サービス業者による疑わしい取引の届出件数は133件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの届出件数は、
○　職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる取引に係る取引（23件、17.3%）
○　顧客宛てにヤミ金融業者やペーパーカンパニーと思われる営業名称で現金書留や電信為替での送金があった取引（４件、3.0%）
となっている。

ウ　事例

郵便物受取サービスがマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、架空の会社名を使い、当該サービスの役務提供契約を締結し、わいせつＤＶＤの販売代金等が振り替えられた普通為替証書を郵便物受取サービス業者宛てに送付させていた事例、架空請求詐欺の被害金を架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに送付させていた事例、だまし取ったキャッシュカード等を架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに送付させていた事例等がある。

エ　危険度

郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、収益の受け皿として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、犯罪による収益の移転の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスは犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。

実際にも、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

さらに、疑わしい取引の届出の状況やマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、取引時の状況や顧客の属性等に関して、次のような要素が伴う取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。
○　架空・他人名義で契約をしている疑いがある顧客との取引
○　会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがある顧客との取引

○　同一の顧客でありながら、複数の法人名を使って郵便物受取サービス契約を締結しようとする者との取引
○　頻繁に多額の金銭が送付された顧客との取引
○　ヤミ金融業者やペーパーカンパニーと思われる営業名称の会社からの現金書留等での送金があった顧客との取引

なお、郵便物受取サービスの危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法が事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、当局の郵便受取サービス業者に対する指導・監督等が行われている。

(13) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

ア　現状

電話受付代行業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話を受けて、その内容を当該顧客に連絡する業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、自宅や事務所の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として外部に表示し、連絡を受けることができるため、特殊詐欺等において電話受付代行が悪用されている。

犯罪収益移転防止法は、電話受付代行業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

また、電話受付代行業者による法令遵守の徹底のため、総務省は、電話受付代行業者を対象とした説明会を開催し、犯罪収益移転防止法の概要や同法上の義務を履行するに当たっての留意事項等について説明を行っているほか、総務省のホームページにおいて、同法の解説を掲載している。

電話受付代行が悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、犯罪による収益の移転の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にするものとして、架空会社の社債販売名下の詐欺事件において連絡先として電話受付代行が悪用された事例等がある。なお、平成24年から26年までの間に、電話受付代行業者による疑わしい取引の届出はなされていない。

イ　危険度

電話受付代行は、顧客が事業に関して架空の外観を作出して犯罪による収益の移転の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなど、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

なお、電話受付代行の危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法が事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、当局の電話受付代行業者に対する指導・監督等が行われている。

(14) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

ア　現状

電話転送サービスは、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、自宅や事務所の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として外部に表示し、連絡を受けることができるため、特殊詐欺等において電話転送サービスが悪用されている。

電話転送サービス事業者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電気通信事業者として届出を行う必要がある。

犯罪収益移転防止法は、電話転送サービス事業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

また、電話転送サービス事業者による法令遵守の徹底のため、総務省は、電話転送サービス事業者を対象とした説明会を開催し、犯罪収益移転防止法の概要や同法上の義務を履行するに当たっての留意事項等について説明を行っているほか、電話転送サービス事業者に向けて、取引時の確認事項等を知らせる文書を送付している。加えて、総務省のホームページにおいて、同法の解説を掲載している。

電話転送サービスが悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、犯罪による収益の移転の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にするものとして、民事裁判取下げ費用名目や有料サイト利用料金名目等の架空請求詐欺事件において連絡先として電話転送サービスが悪用された事例等がある。なお、平成24年から26年までの間に、電話転送サービス事業者による疑わしい取引の届出はなされていない。

イ　危険度

電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出して犯罪による収益の移転の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなど、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

なお、電話転送サービスの危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法が事業者に対して取引時確認や疑わしい取引の届出等の義務を課しているほか、当局の電話転送サービスに対する指導・監督等が行われている。

(15) 法律・会計専門家[*1]が取り扱う法律・会計関係サービス

ア　現状

法律に関する専門的知識を有する専門家として弁護士、司法書士及び行政書士が、会計に関する専門的知識を有する専門家として公認会計士及び税理士が挙げられる（以下これらの者をまとめて「法律・会計専門家」という。）。

弁護士は、当事者その他関係人の依頼等によって、法律事務を行うことを職務としている。弁護士は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に備えられた弁護士名簿に登録されなければならず、地方裁判所の管轄区域ごとに設立された弁護士会に所属しなければならない。平成27年６月１日現在、弁護士３万6,437名、沖縄特別会員９名、外国法事務弁護士385名及び弁護士法人853法人が登録等されている。

司法書士は、他人の依頼を受けて、登記に関する手続について代理し、又はこれに関する相談に応ずることや、簡裁訴訟代理等関係業務を業としている。司法書士は、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に登録されなければならない。27年３月末現在、司法書士２万1,689名及び司法書士法人550法人が登録等されている。

行政書士は、他人の依頼を受けて官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするほか、書類を官公署に提出する手続について代理すること等を業とすることができる。行政書士は、日本行政書士会連合会に備える行政書士名簿に登録されなければならない。27年４月末現在、行政書士４万5,028名及び行政書士法人380法人が登録等されている。

公認会計士は、財務書類の監査又は証明をすることを業とするほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。公認会計士は、日本公認会計士協会に備える公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿に登録されなければならない。27年４月末現在、公認会計士２万7,316名、外国公認会計士３名及び監査法人218法人が登録等されている。

税理士は、税務官公署に対する租税に関する法令等に基づく申告、申請、請求、届出、報告、申立等につき、代理・代行すること、税務書類の作成及び税務相談を業とするほか、これらに付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。税理士は、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録されなければならない。27年３月末現在、税理士７万5,146名及び税理士法人2,984法人が登録等されている。

このように、法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度の専門的知識を活かし、様々な取引行為に関与するとともに、高い社会的信用を得ている。

一方で、犯罪による収益の移転を企図する者にとって、法律・会計専門家は、その目的に適った財産の管理又は処分を行う上で必要な法律・会計上の専門的知識を有するとともに、その社会的信用が高いため、法律・会計専門家を取引や財産の管理に介在させることにより、これに正当性があるかのような外観を作出することが可能になる。

また、FATF 等は、銀行等に対するマネー・ローンダリング等に係る規制が効果的に実施されるに伴い、マネー・ローンダリング等を企図する者は、銀行等を通じたマネー・ローンダリング等に代えて、法律・会計専門家から専門的

*1　犯罪収益移転防止法第２条第２項第42号に掲げられた者（弁護士及び弁護士法人）、第43号に掲げられた者（司法書士及び司法書士法人）、第44号に掲げられた者（行政書士及び行政書士法人）、第45号に掲げられた者（公認会計士及び監査法人）及び第46号に掲げられた者（税理士及び税理士法人）をいう。

な助言を得、又は社会的信用のある法律・会計専門家を取引行為に介在させるなどし、マネー・ローンダリング等を敢行するようになってきたことを指摘している。

犯罪収益移転防止法は、弁護士を除く法律・会計専門家に対して、一定の取引に際しての本人特定事項の確認義務や確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。

また、弁護士については、犯罪収益移転防止法上、上記措置に相当する措置について、他の法律・会計専門家の例に準じて日弁連の会則で定めることとされている。そこで、日弁連は、会則により、一定の業務に関する依頼者の本人特定事項の確認、確認記録の保存、犯罪収益の移転に利用される疑いのある場合には受任を避けること等の措置を弁護士の義務として定めている。

なお、各専門家ごとに組織する団体においても、マネー・ローンダリング等防止のための取組を推進するため、規程の整備、各種執務資料の作成、研修会の開催等を行っている。

イ　事例

法律・会計関係サービスがマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、薬物密売人が、薬物犯罪から得た収益について、共犯者であるビルの購入者の協力の下、自らが入居するビルの売却に伴う立ち退きに際して購入者から支払を受けた補償金であるかのように事実を仮装した事案において、当該ビルの売買に弁護士が利用されていたという事例等がある。

我が国では、ヤミ金融を営む者が、行政書士に会社設立事務の代理を依頼して、実態のない会社を設立した上、預金取扱金融機関に同法人名義の口座を開設し、これを犯罪による収益の受け皿として悪用していた事例等がある。

このように、我が国においても、マネー・ローンダリングを企図する者が、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引として偽装するため、法律・会計関係サービスを利用している実態がある。

ウ　危険度

法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等は犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。

実際にも、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引であると偽装するために、法律・会計関係サービスを利用していた事例があること等から、法律・会計専門家が、以下の行為の代理又は代行を行うに当たっては、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

○　宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

不動産は、財産的な価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その価値が容易に減損しない。また、土地ごとの利用価値や利用方法等について様々な評価をすることができるため、財産的価値の把握が困難であり、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うことにより犯罪による収益の移転に悪用される危険性がある。さらに、その売買に当たっては、境界の確定、所有権の移転登記等、煩雑かつ専門的知識を必要とする手続を経なくてはならず、これらの知識や社会的信用を有する法律・会計専門家を利用してこれらの手続を行うことにより、より容易に犯罪による収益を移転することが可能となる。

○　会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続

会社その他の法人、組合又は信託は、出資者等とは独立した財産が形成されるものであり、これらは、例えば、多額の財産の移動を事業名目で行うことを可能とするなど、財産の真の帰属や由来を仮装することを容易にするものであることから、犯罪による収益の移転に悪用される危険性がある。さらに、法律・会計専門家は会社等の組織、運営及び管理に必要な専門知識のほか、社会的信用も有していることから、法律・会計専門家を利用して会社の設立等に関する行為又は手続を行うことにより、より容易に犯罪による収益を移転することが可能となる。

○　現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

法律・会計専門家は、財産の保管や売却、当該財産を原資とした他の財産の購入等を行う上で必要な専門的知識及び有用な社会的信用を有しており、法律・会計専門家を利用して財産の管理又は処分を行うことにより、より容易に犯罪による収益を移転することが可能となる。

なお、法律・会計関係サービスの危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法による本人特定事項の確認等及びそれに相当する措置、各専門家ごとに組織する団体等による自主的取組等が行われている。

2　引き続き利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス

(1)　電子マネー[*1]

ア　現状

我が国における電子マネーの１世帯当たり１か月間の平均利用額をみると、平成20年以降、毎年増加しており、26年には1万2,480円となっている。また、電子マネーを１か月当たり１万円以上利用した世帯の割合をみると、20年は6.0％のところ、26年には20.1％と約３倍に増加しており、我が国において、ここ数年で電子マネーの利用が広がっている状況が見受けられる（図表11参照）。

我が国におけるいわゆる「電子マネー」は、資金決済法の規定に基づき発行される「前払式支払手段」に該当するものが多い。前払式支払手段とは、あらかじめ対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（コンピューター・サーバー等にその価値が記録されるものを含む。）であって、その発行者等からの物品の購入・借受けや役務の提供に対する代価の弁済に利用できるものであり、主に、特定のサービスや加盟店等における小口決済手段として用いられている。

前払式支払手段には、発行者への支払にのみ利用できる「自家型」と、加盟店等での支払にも利用できる「第三者型」がある。資金決済法は、第三者型前払式支払手段の発行者に対しては監督当局への登録を、未使用発行残高が一定額以上である自家型前払式支払手段発行者に対しては監督当局への届出を、それぞれ義務付けている。また、各種報告義務や発行保証金の供託義務、加盟店管理（取扱商品が公序良俗に反しないこと等を確保するための措置）、前払式支払手段の払戻しの原則禁止等の規制を定め、前払式支払手段に関するサービスの適切な実施を確保している。

金銭的価値を電磁的記録等に変換してICチップやネットワーク上のサーバ等に保存することができる前払式支払手段は、運搬性に優れているほか、多くの場合、発行時の本人確認は氏名・生年月日等の自己申告で足り、本人確認書類等の提示は不要であることから、匿名性が高く、IC カード等の媒体の譲渡が可能である。

他方で、前払式支払手段は、資金決済法により、発行者の廃業等の場合を除き、利用者への払戻しが禁止されており、換金性は一般に低いといえる。また、多くの前払式支払手段の発行者は、自主的にチャージの上限額を設定し、かつ主に特定の加盟店等における小口決済に利用されている。

*1　本調査書における電子マネーとは、Edy、Suica、ICOCA、PASMO などの IC カード型、おサイフケータイなどの携帯電話型、WebMoney、BitCash、クオカードなどのプリペイド型等、カード等に現金に相当する貨幣価値を移し替えたものを指し、クレジットカード、デビットカード、ポストペイによる支払やバスカードなどの特定の商品・サービスを購入する際に使用するプリペイドカードによる支払は含まない。

図表11【電子マネーを利用した１世帯当たり１か月間の平均利用金額の推移（二人以上の世帯）（平成20～26年）】

注：総務省の資料による。

イ　事例

我が国では、詐欺により得た電子マネーを他人名義で買取業者に売却した事例や電子マネーを不法に得ていた電子計算機使用詐欺事件において、その後、犯行グループが電子マネーで金券を購入し、それを換金していた事例がある。

ウ　危険度

電子マネーは、その態様や利用方法は多様であるものの、前払式支払手段に該当するものは、一般的に、運搬性に優れ、匿名性が高く、実際にも、マネー・ローンダリングの過程において、電子マネーが利用された事例が存在する。

他方、我が国においては、資金決済法に基づき、原則として前払式支払手段の払戻しが禁止されていることから、仮に犯罪による収益が前払式支払手段に該当する電子マネーに転換されたとしても、換金性は一般に低いといえる。また、現状、多くの発行者においてチャージの上限額が設定されているほか、利用することができるのは特定の加盟店等に限られている。

このような状況を踏まえると、現段階において、電子マネーの危険度の評価は困難であり、引き続き、我が国における利用実態等を注視していく必要がある。

(2)　ビットコイン等

ビットコイン等は、その利用に賛同する者によって、価値を持つ電磁的記録として作成され、取引の対価として利用され得るものであるが、強制通用力は有さず、通貨には該当しない。また、特定の発行体は存在せず、各国政府や中央銀行による信用の裏付けもない等の特徴を有するものとされている。

一方、ビットコイン等は、その移転が迅速かつ容易である上、利用者の匿名性が高いことから、世界的に犯罪による収益の移転に悪用される危険性が指摘されている。

現在のところ、我が国におけるビットコイン等の利用実態等は明らかでないが、今後、関係省庁において、国際的な規制の方向性を注視しつつ、連携して情報収集が行われ、必要があれば対応が検討されることとなる。

第４　危険度の高い取引

１　取引形態と危険度

(1)　非対面取引

ア　現状

情報通信技術の発展、顧客の利便性を考慮した事業者によるサービス向上等により、インターネット等を通じた非対面取引が拡大している。

例えば、預金取扱金融機関においては、インターネットを通じて、口座の開設や振込等の金融取引を行うことができるほか、郵送によって口座の開設等の申込手続ができるメールオーダーサービスが行われている。また、証券会社においては、インターネットを通じた口座の開設や株式の売買等が行われている。

一方で、非対面取引は、取引の相手方と直に対面せずに行う取引であることから、同人の性別、年代、容貌、言動等を直接確認することにより、本人特定事項の偽りや他人へのなりすましの有無を判断することができない。また、本人確認書類の写しにより本人確認を行う場合には、その手触りや質感から偽変造の有無を確認することができない。このように、非対面取引においては、他人になりすますことを企図する者を看破する手段が限定され、本人確認の精度が低下することとなる。

したがって、非対面取引は対面取引と比べて匿名性が高く、容易に氏名・住居等の本人特定事項を偽ったり、架空の人物や他人になりすまして取引を行うことを可能とする。具体的には、偽変造された本人確認書類の写しを送付すること等により、本人特定事項を偽ったり、他人になりすましたりすることが可能となる。

犯罪収益移転防止法は、顧客等の本人特定事項の確認方法として、特定事業者が直に本人確認書類の提示を受ける方法以外に、①顧客等から本人確認書類又はその写しの送付を受けて、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法、②郵便事業者等が、特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受けた上、氏名等を特定事業者に伝達する方法、③電子署名による方法を定めている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえた取引時確認等の顧客管理に必要な態勢の整備が図られているかという点を監督上の着眼点の一つとして定めている。

なお、我が国は、FATF の第３次相互審査において、「非対面取引における身分確認及び照合に関する義務が十分でない。」旨指摘されている。

イ　事例

非対面取引が犯罪に悪用された事例としては、ヤミ金融の借入金の返済に窮した者が、架空の人物になりすまして非対面取引により開設した口座を返済金の代わりにヤミ金融業者に譲り渡していた事例等がある。

また、マネー・ローンダリングに悪用された事例としては、窃取した健康保険証等を用い、インターネットを通じた非対面取引により他人名義で開設された口座が盗品の売却による収益の隠匿口座として悪用されていた事例等がある。

ウ　危険度

非対面取引においては、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなる。したがって、非対面取引は、対面取引に比べて匿名性が高く、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。

実際にも、非対面取引において他人になりすますなどして開設された口座が

マネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。

なお、非対面取引の危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法に基づき、特定事業者は、非対面取引を行う場合には、本人確認書類の写しの送付に加えて、取引関係文書を転送不要郵便等により、顧客の住所に送付するなどの方法による取引時確認を行っている。また、所管行政庁においても非対面取引が犯罪による収益の移転に悪用されないよう監督措置を実施している。

(2) 現金取引

ア 現状

現金取引は、遠隔地への速やかな資金移動が容易な為替取引と異なり、実際に現金の物理的な移動を伴うことから、相応の時間を要する。

しかし、現金は流動性が高く権利の移転が容易であるとともに、現金による取引は、取引内容に関する記録が作成されない限り匿名性が高いことから、資金の流れの追跡可能性を著しく低下させる。

特に我が国は、他国に比べて現金取引の割合が高い状況にある（図表12参照）。

平成21年の１世帯（２人以上の世帯）当たりの１か月平均消費支出を購入形態別にみると、「現金」は26万7,119円（消費支出に占める割合88.8%）に対して、「クレジットカード、月賦、掛買い」は３万2,574円（同10.8%）となっている。現金の割合の推移をみると、11年が94.6%、16年が93.5%、21年が88.8%と低下しているものの、依然として購入形態別支出に占める現金の割合は高く、消費支出の大半を占めている（図表13参照）。

犯罪収益移転防止法は、金融に関する業務等を行う特定事業者が顧客等と200万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、10万円）を超える現金の受払いをする取引に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

また、所管行政庁は、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべきものの類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」等を事業者に対して示しているが、その中においては現金の使用形態に着目した事例が列挙されており、事業者は、これを踏まえて疑わしい取引の届出を的確に行うための措置を講じている。

なお、FATF は、新「40の勧告」の解釈ノートにおいて、「取引が現金中心である」という要素を危険度を高める要因として挙げている。

図表12【各国の名目GDPに占める現金流通残高の割合（平成20～24年）】

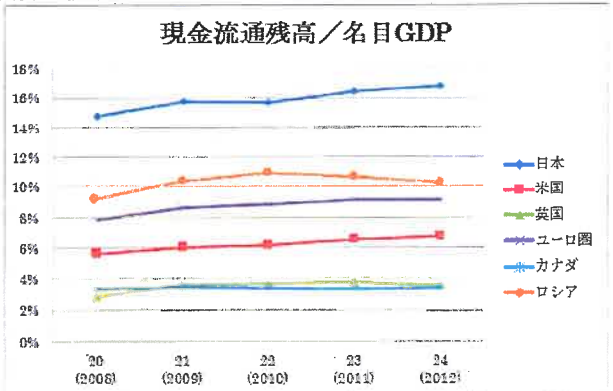

出所：BIS・CPSS「Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPSS countries 2012」

図表13【購入形態別支出の推移（二人以上の世帯・１か月平均）】

消費支出	平成11年			平成16年			平成21年			
	現金	クレジットカード等	合計	現金	クレジットカード等	合計	現金	クレジットカード等	電子マネー	合計
支出金額(円)	317,147	17,967	335,114	299,340	20,724	320,063	267,119	32,574	1,244	300,936
構成比(%)	94.6%	5.4%	100.0%	93.5%	6.5%	100.0%	88.8%	10.8%	0.4%	100.0%

注：総務省の統計による。

イ 事例

現金取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、犯罪収益等隠匿事案では、盗品を架空又は他人名義で質屋や古物商等に売却して現金を入手する事例等が、犯罪収益等収受事案では、売春等による収益を現金で受領する事例等が数多くある。

ウ 危険度

現金取引は、流動性及び匿名性が高く、捜査機関による犯罪収益の流れの解明を困難にする。特に、我が国の消費支出は現金取引が中心であり、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪収益の流れの解明が困難となる。

実際にも、他人になりすますなどし、現金取引を通じて、マネー・ローンダリングを行っている事例があること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。

なお、現金取引の危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法は、金融に関する業務等を行う特定事業者が顧客等と一定額を超える現金の受払いをする取引に際して、取引時確認を行わなければならないこと等を定めている。また、質屋営業法（昭和25年法律第158号）等の業法においては、取引に際して、相手方の住所・氏名等を確認することが定められており、このような措置は、現金取引の危険度の低減に資するものと考えられる。

(3) 外国との取引

ア 現状

外国との取引は、国により法制度や取引システムが異なること、自国の監視・監督が他国まで及ばないこと等から、一般に、国内の取引に比べて、資金移転の追跡を困難とする。

特に外国との為替取引は、銀行間におけるコルレス契約に基づいて支払委託が行われることが一般的で、このような取引は短時間に隔地間の複数の銀行を経由することから、犯罪による収益の追跡可能性を著しく低下させる。

また、コルレス業務においては、金融機関は取引を行う立場により送金依頼人等と直接の取引関係にない場合があるため、コルレス先におけるマネー・ローンダリング等防止のための体制が不十分である場合には、マネー・ローンダリング等に巻き込まれるおそれがある。加えて、コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）である場合やコルレス先がその保有口座の架空銀行による利用を許容している場合には、外国為替取引が犯罪による収益の移転・隠匿のために用いられる危険性が高い。

さらに、貿易取引を仮装することにより、容易に送金を正当化できるほか、実際の取引価格に金額を上乗せして支払うなどして犯罪による収益を移転することが可能となる。

なお、外国との取引においては、上記のコルレス契約に基づく銀行間の為替取引以外に、キャッシュ・クーリエ（現金等支払手段の輸出入）による犯罪による収益の移転も可能である。

犯罪収益移転防止法は、特定事業者に対して、特定取引を行うに際しての取引の目的の確認を行う義務を、外国へ向けた支払に係る為替取引を行う金融機関に対して、当該為替取引を委託する他の金融機関に顧客（送金依頼人）の本人特定事項を通知する義務を課すとともに、同様の法制度に基づいて外国の金融機関から提供された顧客情報を保存すること等を定めている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、金融機関に対して、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢の整備を求めている。その整備に当たっては、

○ コルレス先のマネー・ローンダリング等対策、現地の監督当局における監督体制等について十分に情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、上級管理職による意思決定を行うことを含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断すること

○ マネー・ローンダリング等の防止に関するコルレス先との責任分担について、文書化するなどして明確にすること

○ コルレス先が架空銀行でないこと及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認すること

等コルレス契約に係る体制の整備に特に留意するよう求めている。

さらに、キャッシュ・クーリエに関しては、支払手段等を携帯して輸出入する場合、現金・小切手及び証券等については100万円に相当する額を超えるもの、貴金属については重量が１キログラムを超えるものについて、外為法では財務大臣への届出を書面等で行う義務を、関税法では税関長への申告を書面で行う義務を課している。

イ 事例

外国との取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、外国では、犯罪による収益が、国境を越える大口の現金密輸や実際の商品価格に金額を上乗せして対価を支払う方法等によって外国に移転されていた事例がある。

我が国では、外国との取引が悪用されたマネー・ローンダリング事例の多くを占めるのは来日外国人に係る事件であり、海外から来日外国人の口座に振り込まれた身代金目的略取事件に係る身代金が正当な事業収益であるように仮装された事例や、詐欺による収益（日本円）を中国所在の顧客との取引（インターネットオークションの落札代行を請け負う取引）を通じて中国元に替えていた事例等がある。

なお、捜査の過程や被疑者の供述等から、来日外国人らが、外国送金に係る地下銀行を運営するためのプール金を旅行バッグに入れて我が国から母国に渡航するなどして密輸を繰り返していたことがうかがわれる事例も把握されている。

ウ 危険度

外国との取引は、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べて資金移転の追跡を困難にする。

実際にも、正規の商取引を装うなどして外国との間で犯罪収益を移転させている事例があること等から、外国との取引は犯罪による収益の移転が行われる危険性があると認められる。

そして、以下のような取引は危険度が高いと認められる。

○ 適切なマネー・ローンダリング等対策が取られていない国・地域との間で行う取引

○ 多額の現金を原資とする外国送金取引

外国との取引の危険度の低減を図るため、犯罪収益移転防止法や外為法が外国為替取引や支払手段等の輸出入を規制しているほか、当局による指導・監督も行われている。

2　国・地域と危険度

(1)　現状

FATF は、マネー・ローンダリング等への対策上の欠陥があり、当該欠陥への対応に顕著な進展がみられず、又は策定したアクションプランに沿った取組がみられない国・地域を特定した上で、FATF 声明により、当該欠陥に関連する危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請している。

特に、イラン及び北朝鮮については、それぞれ平成21年（2009年）２月及び23年（2011年）２月から継続して、当該国・地域から生じる継続的かつ重大なマネー・ローンダリング等の危険から国際金融システムを保護するため、FATF は、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、対抗措置の適用を要請している。

また、27年（2015年）[redacted]付けの FATF 声明では、イラン及び北朝鮮のほか、[redacted]か国[*1]を特定し、当該[redacted]か国に関連した欠陥から起こる危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請している。

これを受けて、所管行政庁は、特定事業者に対してこれらの FATF 声明を周知するとともに、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認並びに疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底について要請している。

金融庁が策定している監督指針においては、疑わしい取引の届出のための態勢整備に当たっては、国籍（例：FATF がマネー・ローンダリング等対策に非協力的な国・地域として公表しているもの）等に照らした金額、回数等の取引形態の考慮が十分に行われているかという監督上の着眼点が規定されている。

犯罪収益移転防止法及び同法施行令では、イラン及び北朝鮮を犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域（以下「特定国等」という。）と規定した上で、特定国等に居住し、又は所在する顧客等との特定取引や特定国等に居住し、又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引について、本人特定事項等のほか、資産・収入の状況の確認を義務付けている。

(2)　危険度

外国との取引にあっては、前述のとおり、犯罪による収益の移転が行われる危険性があると認められるが、FATF 声明を踏まえれば、イラン及び北朝鮮との取引は、その危険度が特に高いと認められる。このほか、上記[redacted]か国についても FATF 声明を踏まえると注意を要し、当該[redacted]か国との取引は、イラン及び北朝鮮ほどではないものの、外国との取引の中でも、危険度が高いと認められる。

このような危険に対処するため、犯罪収益移転防止法は、特定事業者に対して、特定国等が関係する取引に際して厳格な取引時確認を行うことを義務付けるとともに、所管行政庁においても、そのような取引が犯罪による収益の移転に悪用されることがないよう監督措置を実施している。

[redacted]

3　顧客の属性と危険度

(1)　反社会的勢力（暴力団等）

ア　現状

我が国において、暴力団を始めとする反社会的勢力[*1]は、財産的利益を獲得するために様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。

このうち、暴力団は、財産的利益の獲得を目的として、集団的又は常習的に犯罪を敢行する、我が国における代表的な犯罪組織である。

暴力団は、規模、活動地域を異にするものが全国各地に存在している。平成26年末現在、暴力団対策法に基づき21団体が指定暴力団として指定されている。

26年末現在の暴力団構成員等の総数は５万3,500人[*2]であり、うち、暴力団構成員は２万2,300人、暴力団準構成員等は３万1,200人である（図表14参照）。

近年、暴力団は、組織実態を隠蔽する動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうしたりするなど、更なる不透明化を進展させている。さらに、獲得した資金が課税、没収等の対象となったり、獲得した資金に起因して検挙されたりする事態を回避することを目的として、しばしば、マネー・ローンダリングを行い、個別の資金獲得活動とその成果である資金との関係を不透明化している実態がある。犯罪による収益は、新たな犯罪のための活動資金や武器の調達等のための費用に使用されるなど、組織の維持・強化に利用されるとともに、合法的な経済活動に介入するための資金として利用されている。

他方、預金取扱金融機関を始めとする企業の反社会的勢力との関係遮断に向けた取組を推進するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が策定されている。

このほか、金融庁が策定している監督指針等は、上記を踏まえ、預金取扱金融機関等に対して、組織としての対応、一元的な管理態勢の構築、適切な事前・事後審査の実施、取引解消に向けた取組等、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備を求めている。

そして、預金取扱金融機関等においては、取引約款等に暴力団排除条項を導入し、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、当該条項に基づいて取引関係を解消する取組を進めている。また、一般的な実務上の対応としては、取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合等には、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の要否を検討することとされている。

*1　暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である。暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等が挙げられる。

*2　暴力団構成員等の数は概数である。

図表14【暴力団構成員等の推移（平成３～26年）】

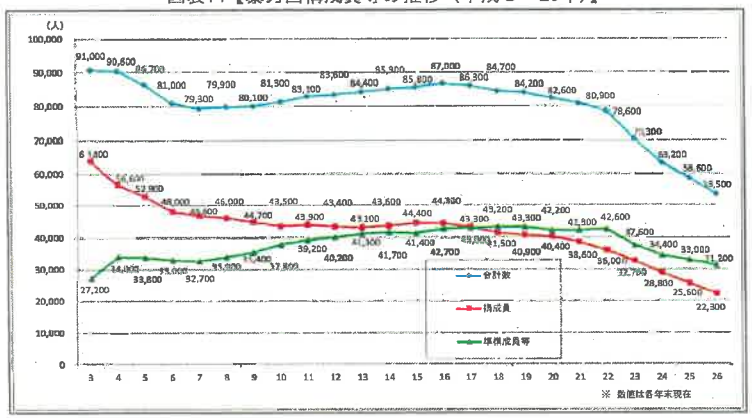

イ　疑わしい取引の届出

24年から26年までの間の疑わしい取引の届出件数は109万1,240件で、そのうち、暴力団構成員等に係るものは14万3,221件で、全体の13.1%を占めている。

ウ　事例

24年から26年までの間のマネー・ローンダリング事犯の検挙事件は831件で、そのうち、暴力団構成員等の関与が明確になったものは204件で、全体の24.5%を占めている。

暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリングの事例としては、振り込め詐欺等の詐欺事犯、ヤミ金融事犯、薬物事犯、労働者派遣法違反等で収益を得る際に、他人名義の口座を利用するなどして犯罪による収益の帰属を仮装するものが多く、また、暴力団がその組織や威力を背景にみかじめ料や上納金名目で犯罪による収益を収受しているものなどもみられる。

エ　危険度

暴力団を始めとする反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、反社会的勢力にとって不可欠といえる。よって、反社会的勢力との取引は危険度が高いと認められる。

なお、反社会的勢力との取引における危険度の低減を図るため、当局による指導・監督や業界・事業者の取組の強化が行われているところであり、これらを通じて反社会的勢力との関係遮断及び犯罪による収益の移転防止のための措置が講じられている。

(2)　非居住者

ア　現状

外国に留まったまま郵便やインターネット等を通じて取引を行う者（以下「非居住者」という。）は、常に相手方と対面することなく取引を行うことから、その取引は匿名性が高い。したがって、非居住者は、本人確認書類の偽変造により、容易に本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことができる。また、非居住者との継続的な取引において、既に確認した本人特定事項等を当該非居住者が偽っていた疑いが生じた際や当該取引が犯罪による収益の移転に悪用されている疑いが生じた際に、当該顧客に対して事業者が執り得る本人特定事項の確認等の顧客管理措置が居住者に比べて制限されてしまう。

なお、FATF は、新「40の勧告」の解釈ノートにおいて、「顧客が非居住者である」ことを危険度を高める要因として挙げている。

イ　危険度

非居住者との取引は、非対面取引となるため、匿名性が高く、当該非居住者は、容易に本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことができるとともに、居住者との取引に比べて、事業者による継続的な顧客管理の手段が制限されることになることから、非居住者との取引は危険度が高いと認められる。

なお、非居住者との取引の危険度の低減を図るため、金融庁が策定している監督指針においては、疑わしい取引の届出を行うに当たって顧客の属性、取引時の状況等を総合的に勘案するなどして適切に検討・判断を行う態勢の整備を求めている。

(3) 外国の重要な公的地位を有する者

ア 現状

外国の重要な公的地位を有する者（FATF は、国家元首、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者等を例示している。）は、犯罪による収益の移転に悪用し得る地位や影響力を有するほか、非居住者であったり、居住者であっても主たる資産や収入源が国外にあったりすることから、事業者による顧客等の本人特定事項等の確認及び資産の性格・移動状況の把握が制限されてしまう性質を有する。また、腐敗対策に関する法規制の厳格さは国・地域により異なる。

FATF は、事業者に対し、顧客が外国の重要な公的地位を有する者に該当するか否かを判断し、該当する場合は資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講じることを求めている。また、平成25年（2013年）１月には、重要な公的地位を有する者に関するガイドラインを策定し、重要な公的地位を有する者は、その立場故にマネー・ローンダリング等や、公金横領・収賄を含む前提犯罪を敢行する潜在的なおそれがあるとして、個々の者の事情にかかわらず、そのような者との取引は、常に危険度の高いものとして取り扱わなければならないなどの認識を示した。

公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等腐敗に関する問題は、全ての社会及び経済に影響を及ぼす国際的な現象となり、効果的に腐敗行為を防止するためには国際協力を含め包括的かつ総合的な取組が必要であるとの認識が共有され、外国公務員が腐敗及び腐敗行為により得た収益の移転防止のための対策が国際的にも要請されている。このような中、外国公務員贈賄等による不公正な競争の防止のため、９年（1997年）、経済協力開発機構（OECD）において外国公務員贈賄防止条約が採択された。我が国においても、10年、不正競争防止法（平成５年法律第47号）が改正され、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が導入された。

現在までのところ、我が国において、外国の重要な公的地位を有する者がマネー・ローンダリング等に関与した具体的な事例は認められないものの、不正競争防止法違反（外国公務員等への不正な利益供与）の事例としては、19年に日本企業の現地子会社の会社員が、外国政府高官に賄賂としてゴルフクラブセット等を渡していた事例、21年に外国における政府開発援助（ODA）事業において、日本企業の会社員が、道路建設工事受注の謝礼として、外国公務員に現金を渡していた事例及び25年に日本企業の現地子会社の会社員が、同社の違法操業を黙認してもらう謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金等を渡していた事例がある。

イ 危険度

外国の重要な公的地位を有する者が犯罪による収益の移転に悪用し得る地位や影響力を有することのほか、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、腐敗対策に関する国ごとの取組の差異等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。

なお、外国の重要な公的地位を有する者との取引の上記のような危険度に鑑み、FATF は、各国に対し、外国の重要な公的地位を有する者との取引について厳格な顧客管理措置を講ずることを求めている。

(4) 実質的支配者が不透明な法人

ア 現状

株式会社その他の法人は、自然人と異なる独立した財産権の帰属主体であることから、自然人は、その有する財産を法人の財産とすることで、他の自然人の協力を得なくとも財産の帰属主体を変更することが可能である。

また、法人は、一般に、その財産に対する権利・支配関係が複雑であり、会社であれば、株主、取締役、執行役、さらには債権者が存在するなど、会社財産に対して複数の者が、それぞれ異なる立場で権利を有することになる。

よって、財産を法人へ流入させれば、法人に特有の複雑な権利・支配関係の下に当該財産を置くことになり、その帰属を複雑にし、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。

さらに、法人を支配すれば、その事業の名目で、多額の財産の移動を頻繁に行うことができる。

犯罪による収益の移転を企図する者は、このような法人の特性を悪用し、法人の複雑な権利・支配関係を隠れみのにしたり、取締役等に自己の影響力が及ぶ第三者を当てるなどし、外形的には自己と法人との関わりをより一層不透明にしつつ、実質的には法人及びその財産を支配したりして、犯罪による収益の移転を行おうとする。

このような状況を踏まえれば、法人が犯罪による収益の移転に悪用されることを防止するためには、法人の実質的支配者を明らかにして、法人の透明性と資金の追跡可能性を確保することが重要である。

犯罪収益移転防止法及び規則では、株式会社等の資本多数決原則をとる法人については議決権の４分の１超を有する者、それ以外の法人については当該法人を代表する者が実質的支配者として規定され、特定事業者は、法人顧客の実質的支配者に関する本人特定事項の確認が義務付けられている。しかしながら、常に自然人にまで遡って実質的支配者を確認することまでは義務付けられていない。

一方、FATF は、

○ 顧客が法人である場合には、事業者が常に実質的支配者である自然人にまで遡って本人確認を行うこととすること

○ 法人の実質的支配者を明らかにするような仕組みを作るとともに、権限ある当局が、適時に、法人の実質的支配者に係る情報を確認できるようにすること

○ 事業者による当該情報へのアクセスを促進するための措置を検討することを各国に求めている。

以上のほか、我が国においては、法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するサービスを行う以下のような事業者が存在する。

○ 郵便物受取サービス業者

自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客宛ての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行う。

○ 電話受付代行業者

自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する業務を行う。

○ 電話転送サービス事業者

自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う。

これらの事業者のサービスを悪用することにより、法人等は、実際には占有していない場所の住所や電話番号を自己のものとして外部に表示し、事業の信用、業務規模等に関して架空又は誇張された外観を作出することにより、実態のない法人を設立・維持することが可能となる。

犯罪収益移転防止法は、上記の事業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

イ　事例

法人がマネー・ローンダリングに悪用された事例としては、第三者を代表取締役にして設立した会社の実質的支配者が詐欺による収益を当該会社の名義の口座に隠匿していた事例等がある。

ウ　危険度

法人は、所有する財産を複雑な権利・支配関係の下に置くことにより、その帰属を複雑にし、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。このような法人の特性により、実質的支配者が不透明な法人は、その有する資金の追跡を困難にする。

特定事業者においては、犯罪収益移転防止法に基づき、法人顧客の実質的支配者に関する本人特定事項の確認を行っているところ、実務的には、実質的支配者が不透明となる場合がある。

実際にも、詐欺による犯罪収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。

(5)　写真付きでない身分証明書を用いる顧客

ア　現状

規則第６条は、犯罪収益移転防止法上の取引時確認における本人確認書類について定めており、運転免許証、旅券等の被証明者の写真が付いている証明書（以下「写真付き証明書」という。）のみならず、健康保険証、印鑑登録証明書等の被証明者の写真が付いていない証明書（以下「写真なし証明書」という。）も本人確認書類として認められているところである。

本人確認書類の被証明者と当該書類を提示した人物が同一であるかを対面での取引において確認する場合、写真付き証明書であれば、被証明者の写真を当該人物の容ぼうと比較することにより、その同一性を確認することができる。

他方、健康保険証等の写真なし証明書は、被証明者にのみ交付される書類である点において、被証明者と持参した人物の同一性の担保となるものの、写真付き証明書と比べて、その同一性の証明力が劣ることは事実であり、取引時確認を行う取引であっても、本人確認書類として写真なし証明書を使う場合、当該人物が他人になりすますことを看破できないおそれがある。

なお、FATF の第３次相互審査においては、我が国で許容されている本人確認書類の一部はマネー・ローンダリング等に悪用される脆弱性を有しているとの指摘がなされている。

イ　事例

写真なし証明書が悪用された事例としては、不正に取得した他人名義の国民健康保険被保険者証を用いて、他人になりすまし、銀行から預金通帳等をだまし取った事例、他人名義の印鑑登録証明書を郵便物受取サービス業者に本人確認書類として提示し、他人になりすまして、郵便物受取サービスの契約を締結していた事例等がある。

このように不正に入手又は契約締結された口座や郵便物受取サービスが、振り込め詐欺等の特殊詐欺やヤミ金融等において犯罪による収益の受け皿として悪用され、これにより、マネー・ローンダリングが行われている実態が認められる。

ウ　危険度

写真なし証明書は、写真付き証明書と比べて、本人確認書類の被証明者と提示した顧客等の同一性の証明力が劣るため、犯罪による収益の移転を企図する者が、他人名義の写真なし証明書を不正に入手し、他人になりすまして取引を行う場合、特定事業者が取引時確認によりこれを看破することは容易ではない。したがって、写真なし証明書には、犯罪による収益の移転に悪用される脆弱性が認められる。

実際にも、不正に取得した他人名義の写真なし証明書を悪用し、他人になりすまして取引が行われた事例があること等から、写真なし証明書を提示する顧客等との取引は、写真付き証明書を用いた取引と比べて危険度が高いと認められる。

第５　危険度の低い取引

１　危険度を低下させる要因

顧客や取引の属性、決済方法、法制度等を踏まえると、以下に示すような取引は、危険度が低下すると考えられる。

① 資金の原資が明らかな取引

資金の原資の性質や帰属元が明らかな取引は、犯罪による収益の移転に悪用することが困難である。

② 国又は地方公共団体を顧客等とする取引

国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、国の職員等により、法令上の権限や内部管理体制等の下で行われるため、取引の過程・内容に関して透明性が高く、資金の出所又は使途先が明らかであることから、犯罪による収益の移転に悪用することが困難である。

③ 法令等により顧客等が限定されている取引

法令等により取引を行うことができる顧客等が限定されている取引は、犯罪による収益の移転を企図する者が取引に参加することが難しいことから、犯罪による収益の移転に悪用することが困難である。

④ 取引の過程において、法令により国等の監督が行われている取引

取引を行うに際して、国等への届出や国等による承認が必要となる取引は、国等による監督が行われることから、犯罪による収益の移転に悪用することが困難である。

⑤ 会社等の事業実態を仮装することが困難な取引

法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所等を提供するサービスは、事業の信用、業務規模等に関して架空又は誇張された外観を作出することができることがあるため、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があるものの、当該サービスのうち、会社等の事業実態を仮装することが困難なものは、犯罪による収益の移転に悪用することも困難である。

⑥ 蓄財性がない又は低い取引

蓄財性がない又は低い商品・サービスへの犯罪収益の投資は、犯罪による収益の移転には非効率的である。

⑦ 取引金額が規制の敷居値を下回る取引

取引金額が規制の敷居値を下回る取引は、犯罪による収益の移転の観点から非効率である。FATF も、勧告や解釈ノート等において顧客管理措置を行うべき取引金額の敷居値を設けている。

なお、１個の取引をあえて複数の取引に分割して行うことにより、当該１個の取引の金額が形式的に敷居値を下回ったとしても、このような行為はいわば脱法的に規制を免れるためのもの（ストラクチャリング）であることから、その取引の危険度は高くなる。

⑧ 顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている取引

法令等により顧客等の本人性が確認されている取引及び業法等により国からの認可等を受けている者を顧客とする取引は、顧客等の本人性が明らかであることから、資金に関する事後追跡の可能性が担保されている。

２　危険度の低い取引

１の危険度を低下させる要因を有する具体的な取引の種別として、以下の取引が認められた。

なお、以下の取引に該当する取引であっても、顧客等が他人になりすましている疑いや取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある場合は、危険度が低いとは認められない。また、現行の規則において犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として定められているものは、該当条項を項目ごとに付記している。

(1) **金銭信託における特定の取引**（規則第４条第１項第１号）

規則第４条第１項第１号に定める各取引（イ：金融商品取引業者等との顧客分別金信託等[*1]、ロ及びニ：金融商品取引業者等との商品顧客区分管理信託等[*2]、ハ：金融商品取引業者等との顧客区分管理信託等[*3]、ホ：前払式支払手段発行者との発行保証金信託等[*4]、ヘ：資金移動業者との履行保証金信託等[*5]、ト：商品先物取引業者との預かり資産保全のための信託等[*6]）は、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(2) **保険契約の締結等**（規則第４条第１項第２号）

規則第４条第１項第２号に定める各取引（イ：満期保険金等の支払がない保険契約、ロ：払戻総額が保険料支払総額の８割未満の保険契約）は、危険度を低下させる要因を有する取引⑥に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(3) **満期保険金等の支払**（規則第４条第１項第３号）

ア　満期保険金等の支払

規則第４条第１項第３号イに定める払戻総額が保険料支払総額の８割未満の保険の満期保険金等の支払は、危険度を低下させる要因を有する取引⑥に該当することから、その危険度は低いと認められる。

イ　適格退職年金契約、団体扱い保険等の満期保険金等の支払

規則第４条第１項第３号ロに定める適格退職年金契約、団体扱い保険[*7]等の満期保険金等の支払は、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(4) **有価証券市場（取引所）等において行われる取引**（規則第４条第１項第４号）

規則第４条第１項第４号に定める有価証券市場（取引所）等[*8]において行われる有価証券の売買等は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(5) **日本銀行において振替決済される国債取引等**（規則第４条第１項第５号）

規則第４条第１項第５号に定める日本銀行において振替決済される国債取引等は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危

*1　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第43条の２第２項の規定による信託に係る契約の締結又は同項の規定による信託に係る信託行為若しくは信託法（平成18年法律第108号）第89条第１項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立をいう。

*2　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第142条の５第１項に規定する商品顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する商品顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第89条第１項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立等をいう。

*3　金融商品取引業等に関する内閣府令第143条の２第１項に規定する顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第89条第１項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立をいう。

*4　資金決済法第16条第１項に規定する発行保証金信託契約の締結又は同項に規定する発行保証金信託契約若しくは信託法第89条第１項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該発行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立をいう。

*5　資金決済法第45条第１項に規定する履行保証金信託契約の締結又は同項に規定する履行保証金信託契約若しくは信託法第89条第１項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該履行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立をいう。

*6　商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第３号）第98条第１項第１号及び第98条の３第１項第１号の規定による信託に係る契約の締結又はこれらの規定による信託に係る信託行為若しくは信託法第89条第１項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立をいう。

*7　保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。

*8　金融商品取引法第２条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第67条第２項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第２条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場をいう。

険度は低いと認められる。

(6) 金銭貸付け等における特定の取引（規則第４条第１項第６号）

ア 日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借

規則第４条第１項第６号イに定める日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

イ 保険料の積立の払戻しがない年金、保険等に基づく貸付等

規則第４条第１項第６号ロに定める払戻総額が保険料支払総額の８割未満の保険契約等に基づく貸付契約は、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑥に該当することから、その危険度は低いと認められる。

ウ 個別クレジット

規則第４条第１項第６号ハに定める個別クレジット[*1]等は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(7) 現金取引等における特定の取引（規則第４条第１項第７号）

ア 無記名の公社債を担保に供する行為

規則第４条第１項第７号イに定める取引の金額が200万円を超える無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供する取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

イ 国又は地方公共団体への金品の納付又は納入

規則第４条第１項第７号ロに定める国又は地方公共団体への金品の納付又は納入は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

なお、国等への納付・納入と同様、電気、ガス及び水道の使用料金の支払並びに大学等の入学金等の支払は、

○ 電気等が供給される場所に居住する者についての情報は、それらを供給する事業者によって契約締結時に把握されることが一般的である

○ 大学等への入学に関しては、学生の実在性が担保されている

など、資金に関する一定の事後追跡が可能であり、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから危険度が低いと認められる。また、これらの支払は、使用量等に応じて料金が決定され、その支払により資産形成が図られるものでもないので、危険度を低下させる要因を有する取引⑥にも該当すると認められる。

ウ 預貯金の受払を目的とした為替取引等

規則第４条第１項第７号ハに定める預貯金の受払を目的とした200万円以下の為替取引等は、危険度を低下させる要因を有する取引⑦及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

エ 取引時確認等に準じた確認等がなされた商品代金等の現金による受払い

規則第４条第１項第７号ニに定める、為替取引を伴う200万円以下の商品代金等の現金による受払いをする取引のうち、支払を受ける者が支払を行う者について特定事業者の例に準じた取引時確認等をしたものは、危険度を低下させる要因を有する取引⑦及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

*1 個別クレジットとは、購入者等がカード等を利用することなく、販売業者等から商品購入等を行う際に、あっせん業者が、購入者等及び販売業者等との契約に従い、販売業者等に対して商品代金等に相当する額の金額を支払い、その後購入者等があっせん業者に対し当該額の金銭を一定の方法により支払っていく取引形態である。また、個別クレジットの一類型である提携ローンには、金融機関と販売業者等が提携し、販売契約又は役務提供契約のための資金提供のためのローンや、購入者からの申込みを受けた個別クレジット業者が審査・承諾し、個別クレジット業者による保証を条件に金融機関が当該購入者等に対して資金を貸し付けるローンがある。

る。

(8) 社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設（規則第４条第１項第８号）

規則第４条第１項第８号に定める社債、株式等の振替に関する法律に基づくいわゆる特別口座[*1]の開設は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(9) スイフト（SWIFT）を通して行われる取引（規則第４条第１項第９号）

規則第４条第１項第９号に定めるスイフト（SWIFT）を介して確認又は決済の指示を行う取引[*2]は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(10) ファイナンスリース契約における特定の取引（規則第４条第１項第10号）

規則第４条第１項第10号に定める賃貸人が１回に受け取る賃貸料の額が10万円以下のファイナンスリース取引は、危険度を低下させる要因を有する取引⑦に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(11) 現金以外の支払方法による貴金属等の売買（規則第４条第１項第11号）

規則第４条第１項第11号に定める200万円を超える貴金属等の売買で代金の支払方法が現金以外の取引は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(12) 電話受付代行業者との特定の契約（規則第４条第１項第12号）

規則第４条第１項第12号に定める各取引（イ：電話受付代行業であることを第三者に明示する旨が契約に含まれる電話受付代行業の役務提供契約、ロ：コールセンター業務等[*3]の契約）は、危険度を低下させる要因を有する取引⑤に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(13) 国等を顧客とする取引等（規則第４条第１項第13号）

ア 国等が法令上の権限に基づき行う取引

規則第４条第１項第13号イに定める国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①、②、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

イ 破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引

規則第４条第１項第13号ロに定める破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

(14) 司法書士等の受任行為の代理等における特定の取引[*4]（規則第４条第２項）

ア 任意後見契約の締結

*1 株式の発行会社が株主等の口座を知ることができない場合等に、当該発行会社が信託銀行等に開設する口座をいう。

*2 特定通信手段（特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「外国特定事業者」という。）の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。）を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われる取引をいう。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第４条第１項第９号の規定に基づき通信手段を指定する件（平成20年金融庁告示第11号）により、スイフト（SWIFT：Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）が指定されている。

*3 電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行うものをいう。コールセンター業務に当たる具体的な例は、資料請求・問い合わせ受付、カスタマーセンター、ヘルプデスク、サポートセンター、消費者相談窓口、保守センター、受注センター等が挙げられる。

*4 犯罪収益移転防止法別表第２条第２項第43号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあっては、当該財産の価額が200万円以下のものを除くものをいう。

規則第４条第２項第１号に定める任意後見契約の締結は、危険度を低下させる要因を有する取引④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

イ　国等が法令上の権限に基づき行う取引等

規則第４条第２項第２号に定める国等が法令上の権限に基づき行う取引及び破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①、④及び⑧並びに②又は③に該当することから、その危険度は低いと認められる。